平成１９年４月２４日
株式会社　東京証券取引所

定例記者会見資料

１．　平成１９年３月期決算について

２．　当取引所の組織体制の変更に関する要綱（骨子）

３．　役員候補者の選定について

４．　システム能力増強対応について

５．　取引所取引に係る約定取消しルールの制定について

６．　「上場制度総合整備プログラム２００７」の公表について

７．　合併等対価の柔軟化に係る会社法施行に伴う上場制度の整備等について

８．　立会外分売の見直しに係る業務規程等の一部改正について

９．　取引参加者の合併等に関する承認手続きの整備等に伴う取引参加者規程等の一部改正について

以　上

PRESS RELEASE
東京証券取引所プレスリリース

TOKYO STOCK EXCHANGE
株式会社　東京証券取引所
Tokyo Stock Exchange, Inc.
〒103-8220
東京都中央区日本橋兜町2番1号
Tel: 03-3666-0141（大代表）
URL: http://www.tse.or.jp/

平成19年4月24日

各　　位

平成19年3月期決算について

当取引所の平成19年3月期決算が別紙のとおりとなりましたので、お知らせします。

以　　上

【本件に関するお問い合わせ先】
(株)東京証券取引所
経営企画部　二木
TEL　03-3665-1214

連結損益の状況

	18年3月期	19年3月期	増減	前期比
	百万円	百万円	百万円	%
営業収益	**69,893**	**75,478**	**5,584**	**8.0**
取引参加料金	29,443	32,825	3,382	11.5
上場関係収入	14,277	13,370	△ 907	△ 6.4
情報関係収入	8,813	10,239	1,426	16.2
証券決済関係収入	12,474	13,287	813	6.5
システム開発・運用関係収入	2,525	2,574	49	1.9
その他	2,359	3,180	821	34.8
営業費用	**41,141**	**42,461**	**1,319**	**3.2**
人件費	11,174	11,351	176	1.6
不動産賃借料	5,827	5,932	104	1.8
システム維持・運営費	9,788	7,647	△ 2,141	△ 21.9
減価償却費	6,414	7,444	1,030	16.1
その他	7,935	10,085	2,149	27.1
営業利益	**28,751**	**33,016**	**4,264**	**14.8**
営業外収益	1,797	1,553	△ 243	△ 13.6
受取利息及び配当金	41	143	102	249.4
不動産賃貸収入	552	330	△ 222	△ 40.2
持分法による投資利益	608	488	△ 120	△ 19.7
その他	594	590	△ 3	△ 0.6
営業外費用	599	310	△ 289	△ 48.3
支払利息	0	0	0	4.0
不動産賃貸費用	538	266	△ 272	△ 50.6
その他	60	43	△ 16	△ 27.8
経常利益	**29,949**	**34,260**	**4,310**	**14.4**
特別利益	470	433	△ 36	△ 7.8
特別損失	1,087	286	△ 801	△ 73.7
税金等調整前当期純利益	29,332	34,407	5,075	17.3
法人税、住民税及び事業税	10,296	13,236	2,940	28.6
法人税等調整額	△ 191	753	944	—
少数株主損益	394	432	38	9.6
当期純利益	**18,832**	**19,985**	**1,152**	**6.1**

単体損益の状況

	18年3月期	19年3月期	増減	前期比
	百万円	百万円	百万円	%
営業収益	**58,041**	**62,813**	**4,772**	**8.2**
取引参加料金	29,443	32,825	3,382	11.5
上場関係収入	14,277	13,370	△ 907	△ 6.4
情報関係収入	8,790	10,217	1,427	16.2
その他	5,529	6,400	870	15.7
営業費用	**34,699**	**35,693**	**993**	**2.9**
人件費	8,833	9,086	252	2.9
不動産賃借料	5,244	5,365	121	2.3
システム維持・運営費	10,702	8,850	△ 1,851	△ 17.3
減価償却費	5,812	7,017	1,204	20.7
その他	4,106	5,372	1,266	30.8
営業利益	**23,341**	**27,120**	**3,778**	**16.2**
営業外収益	1,320	1,212	△ 108	△ 8.2
受取利息及び配当金	102	210	107	104.7
不動産賃貸収入	612	391	△ 221	△ 36.1
その他	605	610	5	0.9
営業外費用	672	419	△ 253	△ 37.7
支払利息	0	0	△ 0	△ 80.2
不動産賃貸費用	612	375	△ 236	△ 38.7
その他	59	43	△ 16	△ 27.8
経常利益	**23,990**	**27,914**	**3,924**	**16.4**
特別利益	710	422	△ 287	△ 40.5
特別損失	1,086	598	△ 487	△ 44.9
税引前当期純利益	23,614	27,738	4,123	17.5
法人税、住民税及び事業税	7,978	10,883	2,904	36.4
法人税等調整額	△ 10	607	617	—
当期純利益	**15,645**	**16,247**	**601**	**3.8**

平成19年3月期　決算短信

平成19年4月24日

会　　社　　名　株式会社東京証券取引所　　ＵＲＬ　http://www.tse.or.jp
代　　表　　者　役職名　代表取締役社長　氏名　西室　泰三
定時株主総会開催予定日　平成19年6月22日　　配当支払開始予定日　平成19年6月25日
（百万円未満切捨て）

1．19年3月期の連結業績（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

（1）連結経営成績　　（％表示は対前期増減率）

	営業収益		営業利益		経常利益		当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
19年3月期	75,478	8.0	33,016	14.8	34,260	14.4	19,985	6.1
18年3月期	69,893	31.7	28,751	153.1	29,949	148.8	18,832	278.3

	1株当たり当期純利益	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	自己資本当期純利益率	総資産経常利益率	営業収益営業利益率
	円 銭	円 銭	%	%	%
19年3月期	8,789.64	- -	19.6 (23.6)	5.8 (29.7)	43.7
18年3月期	8,257.83	- -	21.9 (27.5)	6.1 (31.4)	41.1

（参考）持分法投資損益　　19年3月期　488百万円　　18年3月期　608百万円

（注）①自己資本当期純利益率欄の（ ）内は、自己資本から現物取引違約損失積立金及び先物・オプション取引違約損失積立金を控除して算出した数値であります。
②総資産経常利益率欄の（ ）内は、資産合計から売買・取引証拠金特定資産、清算基金特定資産、決済促進担保金特定資産、信認金特定資産及び違約損失積立金特定資産を控除して算出した数値であります。

（2）連結財政状態

	総資産		純資産		自己資本比率	
	百万円		百万円		%	
19年3月期	565,518	(122,857)	111,246	(93,879)	19.4	(75.2)
18年3月期	617,864	(108,030)	94,644	(77,276)	15.3	(71.5)

	1株当たり純資産	
	円 銭	円 銭
19年3月期	48,289.71	(40,651.29)
18年3月期	41,600.08	(33,961.66)

（参考）自己資本　　19年3月期　109,798百万円　　18年3月期　－百万円

（注）①総資産欄の（ ）内は、資産合計から売買・取引証拠金特定資産、清算基金特定資産、決済促進担保金特定資産、信認金特定資産及び違約損失積立金特定資産を控除した数値であります。
②純資産及び1株当たり純資産欄の（ ）内は、純資産から現物取引違約損失積立金及び先物・オプション取引違約損失積立金を控除して算出した数値であります。
③自己資本比率欄の（ ）内は、負債合計から預り売買・取引証拠金、預り清算基金、預り決済促進担保金、預り信認金を、純資産から現物取引違約損失積立金及び先物・オプション取引違約損失積立金をそれぞれ控除して算出した数値であります。

（3）連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動によるキャッシュ・フロー	投資活動によるキャッシュ・フロー	財務活動によるキャッシュ・フロー	現金及び現金同等物期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
19年3月期	29,089	△ 18,519	△ 4,825	49,098
18年3月期	29,247	△ 11,553	△ 1,328	43,354

2．配当の状況

	1株当たり配当金		配当金総額（年間）	配当性向（連結）	純資産配当率（連結）
（基準日）	期末	年間			
	円 銭	円 銭	百万円	%	%
18年3月期	2,100.00	2,100.00	4,774	25.4	5.6 (7.0)
19年3月期	2,200.00	2,200.00	5,002	25.0	4.9 (5.9)

（注）①純資産配当率欄の（ ）内は、純資産から現物取引違約損失積立金及び先物・オプション取引違約損失積立金を控除して算出した数値であります。

3．その他

（1） 期中における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動）　無

（2） 連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法の変更（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されるもの）

① 会計基準等の改正に伴う変更　有

② ①以外の変更　無

（注）詳細は、16ページ「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」及び「表示方法の変更」をご覧ください。

（3） 発行済株式数（普通株式）

①期末発行済株式数（自己株式を含む）　19年3月期 2,300,000株　18年3月期 2,300,000株

②期末自己株式数　19年3月期 26,260株　18年3月期 26,260株

（注）1株当たり当期純利益（連結）の算定の基礎となる株式数については、26ページ「1株当たり情報」をご覧ください。

（参考）個別業績の概要

1．19年3月期の個別業績（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

（1）個別経営成績　　（％表示は対前期増減率）

	営業収益		営業利益		経常利益		当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
19年3月期	62,813	8.2	27,120	16.2	27,914	16.4	16,247	3.8
18年3月期	58,041	30.0	23,341	151.4	23,990	143.9	15,645	312.4

	1株当たり当期純利益	潜在株式調整後1株当たり当期純利益
	円 銭	円 銭
19年3月期	7,145.79	- -
18年3月期	6,860.36	- -

（2）個別財政状態

	総資産		純資産		自己資本比率	
	百万円		百万円		%	
19年3月期	122,909	(105,186)	96,989	(79,621)	78.9	(75.7)
18年3月期	111,890	(94,153)	85,563	(68,195)	76.5	(72.4)

	1株当たり純資産	
	円 銭	円 銭
19年3月期	42,656.33	(35,017.91)
18年3月期	37,610.53	(29,972.11)

（参考）自己資本　　19年3月期　96,989百万円　　18年3月期　－百万円

（注）①総資産欄の（ ）内は、資産合計から信認金特定資産及び違約損失積立金特定資産を控除した数値であります。

②純資産欄及び1株当たり純資産欄の（ ）内は、純資産から現物取引違約損失積立金及び先物・オプション取引違約損失積立金を控除して算出した数値であります。

③自己資本比率欄の（ ）内は、負債合計から預り信認金を、純資産から現物取引違約損失積立金及び先物・オプション取引違約損失積立金をそれぞれ控除して算出した数値であります。

1．経営成績

（1）経営成績に関する分析

（営業収益の状況）

営業収益のうち**取引参加料金**は、株券等の売買代金・数量に応じて受領する取引料等から構成されます。なお、平成17年4月1日より従来の取引参加者負担金の料金体系のうち応能的負担部分を廃止し、当取引所が提供させていただいている便益に応じて料金を受領するという、応益的負担を原則とした料金体系に変更いたしました（ただし、平成19年3月期までの2年間については経過措置を講じ、新制度への完全移行は、平成19年4月売買分からとなります。）。当期の取引参加料金は、内国株券の一日平均売買代金等が前期を上回ったことなどにより、前期比11.5％増の328億25百万円となりました。

［参考１］

	前　期	当　期	増減
期末総合取引参加者数	107 社	110 社	2.8 %
内国株券１日平均売買代金	22,157 億円	25,681 億円	15.9 %
国債先物１日平均売買高	44,428 億円	47,973 億円	8.0 %
株価指数先物１日平均契約金額	8,295 億円	9,811 億円	18.3 %
期末TOPIX	1,728.16 ポイント	1,713.61 ポイント	△ 0.8 %

（注）内国株券１日平均売買代金は、売買立会による内国株普通株を対象。

上場関係収入は、新規上場申請者から受領する「上場審査料」、新規上場に際して新規上場会社から受領する「新規上場料」、増資等に応じて受領する「新株発行・上場料」及び時価総額に応じて上場会社から受領する「年間上場料」などから構成されます。当期の上場関係収入は、上場会社の株式による資金調達額が前期実績を下回ったことなどから、前期比6.4％減の133億70百万円となりました。

［参考２］

	前　期	当　期	増減
増資（株式による資金調達額）	18,339 億円	13,637 億円	△ 25.6 %
新規上場会社数	107 社	101 社	△ 5.6 %
期末上場会社数	2,372 社	2,413 社	1.7 %
期末時価総額	563 兆円	559 兆円	△ 0.7 %

（注）株式による資金調達額は私募を除く。
　　数値は、東証１・２部及びマザーズ上場会社に係る合計値。増資、新規上場会社数及び期末上場会社数については、外国会社を含む。

情報関係収入は、情報ベンダー等への相場情報の提供料等から構成されます。当期の情報関係収入は、株式市況等が好調に推移したこともあり、リアルタイムで提供している情報に係る利用料収入が大幅に増加したことなどから、前期比16.2％増の102億39百万円となりました。

証券決済関係収入は、株式会社日本証券クリアリング機構が行う有価証券債務引受業等に関する収入及び日本証券決済株式会社が行う有価証券の保管・受渡業務に関する収入から構成されます。当期の証券決済関係収入は、内国株券の売買代金等が増加したことに伴い清算手数料が増加したことなどから、前期比6.5％増の132億87百万円となりました。

システム開発・運用関係収入は、株式会社東証システムサービスが行うシステム開発・運用業務に関する収入から構成されます。当期のシステム開発・運用収入は、前期比1.9％増の25億74百万円となりました。

その他の営業収益は、当期においては、総合取引参加者の入会金収入があったことや、株式会社東証システムサービスにおいて、統合ネットワーク接続参加者の増加に伴い回線リセールの売上が増加したことなどから、前期比34.8％増の31億80百万円となりました。

（営業費用の状況）

人件費は、当期は、前期比1.6％増の113億51百万円となりました。

不動産賃借料は、当取引所ビルの賃借料などから構成されますが、当期は前期比1.8％増の59億32百万円となっております。

システム維持・運営費については、当取引所の売買システムや相場報道システムなど各種システムの維持・管理費用や運用費用などから構成されます。当期においては、当取引所の清算システム稼働に伴い、清算業務に係る委託費が減少したことなどから、前期比21.9％減の76億47百万円となっております。

減価償却費は、清算システム稼働に伴い、ソフトウェア等に係る減価償却費が増加したことなどから、前期比16.1％増の74億44百万円となっております。

その他の営業費用は、株式会社東証システムサービスにおける回線リセールの売上原価が増加したことや、システム関係をはじめとした各種コンサルティング費用が増加したことなどから、前期比27.1％増の100億85百万円となっております。

この結果、当期の連結業績は、**営業収益754億78百万円**（前期比8.0％増）、**営業費用424億61百万円**（前期比3.2％増）で、**営業利益**は**330億16百万円**（前期比14.8％増）、**経常利益**は持分法による投資利益4億88百万円などを加え**342億60百万円**（前期比14.4％増）となりました。また、法人税等として132億36百万円を計上したことなどから、税金等調整後の**当期純利益**は**199億85百万円**（前期比6.1％増）となりました。

（2）財政状態に関する分析

（資産、負債、純資産の状況）

資産は、株式会社日本証券クリアリング機構に預託されております清算基金特定資産が減少したことなどから、合計で5,655億18百万円と、前期末に比べ、523億45百万円減少しました。

負債は、清算基金特定資産に対応する預り清算基金の減少などにより、合計で4,542億71百万円と、前期末に比べ、679億30百万円減少しました。

純資産は、前期利益処分に係る配当金の支払いによる減少の一方、当期純利益を計上したことなどから、合計で1,112億46百万円と、前期末の少数株主持分及び資本合計に比べ、155億85百万円増加しました。

（キャッシュ・フローの状況）

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益が344億7百万円、減価償却費が71億62百万円のキャッシュ・インとなり、法人税等の支払額131億51百万円を差し引くなどした全体では、290億89百万円のキャッシュ・インになりました。

投資活動に係るキャッシュ・フローは、固定資産の取得などにより185億19百万円のキャッシュ・アウトとなりました。

財務活動に係るキャッシュ・フローは、当取引所による配当金の支払いなどから、48億25百万円のキャッシュ・アウトとなりました。

この結果、現金及び現金同等物の当期末残高は、期首に比べ57億43百万円増の490億98百万円となっております。

（参考）キャッシュ・フロー関連指標の推移

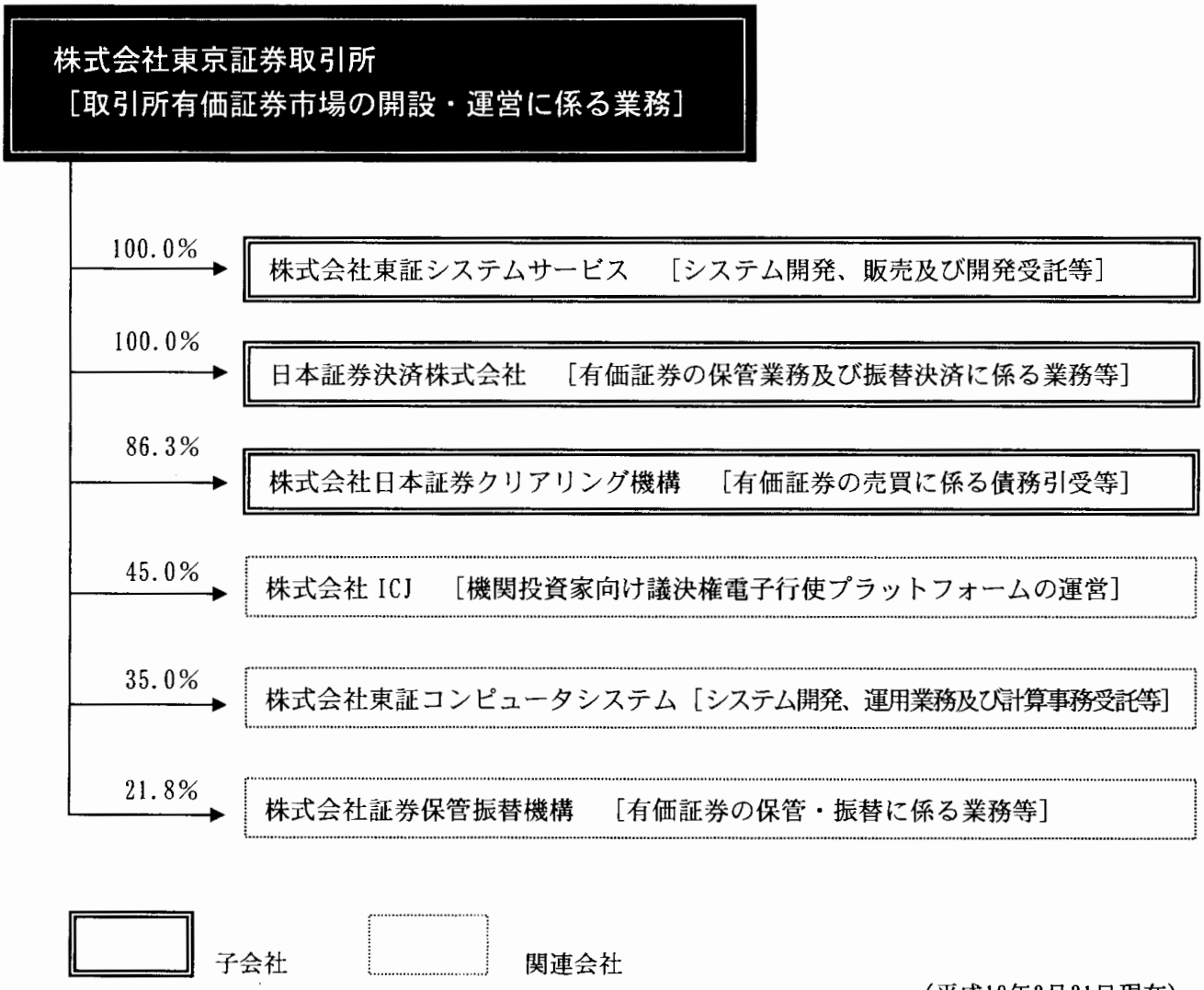
	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
自己資本比率	5.6％ (75.1％)	4.6％ (67.1％)	21.0％ (72.4％)	15.3％ (71.5％)	19.4％ (75.2％)
キャッシュ・フロー対有利子負債比率	20.6％	4.7％	1.5％	0.2％	-
インタレスト・カバレッジ・レシオ	104.2	21,056.9	32,604.0	121,946.5	116,583.3

（注）①自己資本比率：自己資本／総資産
②自己資本比率欄の（ ）内は、負債合計から預り売買・取引証拠金、預り清算基金、預り決済促進担保金、預り信認金を、純資産から現物取引違約損失積立金及び先物・オプション取引違約損失積立金をそれぞれ控除して算出した数値であります。
③キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債／営業キャッシュ・フロー
④インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー／利払い

2．企業集団の状況

当取引所及び当取引所の関係会社（子会社３社、関連会社３社）の主たる業務は、取引所有価証券市場の開設・運営に関する業務であり、具体的には有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引を行うための市場施設の提供、相場の公表及び有価証券の売買等の公正の確保に係る業務等、有価証券債務引受業等を行っております。

企業集団の概要図は以下のとおりです。



（平成19年3月31日現在）

※ 比率は当取引所の出資比率を表しております。

3．経営方針

（1）経営の基本方針

当取引所は、「私達は、投資者をはじめ市場利用者の視点に立って、高い信頼性と利便性を備えた健全な市場の構築を目指し、豊かな社会の実現に貢献します。」という企業理念の下、次に掲げる事項を経営の基本方針としております。

① グローバル市場に相応しい「信頼と魅力」を創造するため、あらゆる制度・慣行について不断の見直しを継続するとともに、ＩＴを積極的に活用することにより、市場機能の利便性及び効率性を最大限に追求します。

② 「高い信頼性と豊かな流動性の確保」という市場開設者に課せられた基本命題に基づき、自主規制機能の強化をはじめ、自らを改革することによって当取引所の信頼の向上に努めるとともに、国際的な市場間競争における競争力の強化を図ります。

③ 現物市場とデリバティブ市場を二つの推進エンジンと位置付け、アジア近隣諸国を含めた新興企業と金融デリバティブ等の新商品の上場促進などを通じて、アジアにおける効率的な資金循環の中核市場としての地位確立を目指します。

④ コミュニケーションの推進を通じて市場利用者のニーズと評価を適時的確に把握することによって良質なサービスを迅速に提供し、顧客満足度の向上に努めます。

⑤ 「貯蓄から投資へ」の流れを確実なものとするため主体的に活動し、新たな投資者層を拡大することにより、一層大きく厚みのある金融資本市場の構築に寄与します。

（2）中期的な会社の経営戦略

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針等の将来に関する事項は、本書提出日現在において当取引所グループが判断したものであり、将来に生じる実際の結果と大きく異なる可能性もあります。

当取引所は、本年3月に新中期経営計画（平成19年度 - 平成21年度）を策定いたしました。当取引所は、経営環境の変化等に適切に対応するため、中期経営計画について毎年度改定するローリング方式を採用しております。 また、ローリング方式を採用する前提として、進捗状況の確認を行っておりますが、全体として概ね当初の計画通りに達成されております。

当取引所では、恒久的な企業理念の下に時機に即した経営の基本方針を定め、当該基本方針に基づき次の５つの事業戦略項目を掲げ、新中期経営計画の着実な実行を図ってまいります。

① 市場インフラの利便性・効率性の向上
② 自主規制機能の強化による信頼性の向上
③ 多様な上場商品等の提供による利便性の向上
④ 国際的な連携・提携の推進による国際競争力の強化
⑤ 証券知識の普及と個人投資者層の拡大

（3）会社の対処すべき課題

当取引所は、市場利用者が安心して取引できる機会を安定的に提供することが市場開設者に課せられた社会的な使命であることを認識し、公共性と収益性のバランスがとれた透明性のある経営を行いながら、アジアの資金循環の中核を目指すという我が国の基本方針と歩調を一にして、アジアにおける効率的な資金循環の中核市場としての地位を確立するという最終的な目標に向けた新たな飛躍への挑戦をスタートさせたいと考えています。

そのために、まず、市場基盤の強化を図るため、「経営」と「ＩＴ」をつなぐＥＡに基づいた全体最適を引き続き念頭に置いた上で、既に開発に着手している次世代システムにおいて、世界最高水準の機能を実現します。また、現物市場とデリバティブ市場を二つの推進エンジンと位置付け、アジアの成長性豊かな企業に対する資金調達の場の提供や金融商品取引法の下で新たに上場することが可能となった金融デリバティブ等の新商品の上場に積極的に取り組むことによって市場利用者の利便性を向上します。

次に、市場開設者が行う自主規制業務に対する社会一般からの期待の急速な高まりを受け、上場制度総合整備プログラムに基づく上場制度の整備及び売買審査、考査業務の質的向上などを通じて自主規制機能の一層の強化を図ります。また、持株会社の傘下に市場運営会社と自主規制法人を置く新たな組織形態に移行し、自主規制業務の実効性を確保しつつその独立性を強化することによって市場の信頼性を向上します。

更に、欧米取引所を中心として本格化している市場間の国際的な再編・合従連衡の動向と、著しい経済成長力を秘めたアジア地域への波及の可能性、それらを受け今後予想される各国市場の規制のハーモナイゼーションの進展などを踏まえ、市場利用者の利便性向上と市場の信頼性向上への取組みを通じて、国際的な市場間競争に打ち勝つための競争力を強化します。

当取引所が取り組むべき主な経営課題は、次のとおりです。

① 市場インフラの利便性・効率性の向上
○ 注文・約定処理の高速化等といった市場利用者のニーズを実現し、取引注文の小口化、取引件数の急激な増加に対応するため、これまで採用してきた取引ルール、慣行についても適切な見直しを行った上で次世代システムにおいて世界最高水準の性能、機能の実現を目指します。
○ 市場利用者に対し、安定的に取引を可能とする市場インフラを維持、提供するために、セカンダリサイトの構築を含む事業継続体制の強化に向けた取り組みを推進します。
○ 市場利用者の利便性及び効率性の向上に資するよう、ユーザーニーズと評価を踏まえた各種システムインフラ及びそのための社内体制の整備を、ＥＡに基づいた全体最適を念頭に置いた上で推進します。

② 自主規制機能の強化による信頼性の向上
○ 「上場制度総合整備プログラム」等に基づき、上場制度の一層の改善などによる当取引所の品質管理機能の向上や投資魅力の高い上場商品の提供に向けた取組みを実施します。
○ 売買審査、考査について、一層の機能強化を図ることにより、市場の公正性、信頼性を更に高めます。また、取引参加者や上場会社のコンプライアンスに対する支援を推進することにより、不公正取引等の未然防止を図ります。
○ 取引所が行う自主規制業務に対する社会一般からの期待の急速な高まりを受け、当取引所の自主規制業務の独立性の一層の強化を図ると同時にビジネス戦略上の機動性及び自由度を確保するために持株会社組織に移行します。

③ 多様な上場商品等の提供による利便性の向上
○ より多くの外国企業とりわけアジア企業の東証単独上場を実現し、アジアの東証としての独自色のある外国株市場を構築します。これに際しては、ＪＤＲの活用促進を図るとともに東証上場への障害を克服するための能動的な措置を講じることにより外国企業の上場を促進する環境を整備します。
○ 金融商品取引法の制定に合わせて、市場利用者のニーズに対応した多様な新商品の上場並びに投資魅力の高い良質な企業の上場及びＥＴＦなど既存の上場商品の品揃えの充実に積極的に取り組みます。
○ 市場利用者のニーズの多様化及び高度化に的確かつ多角的に応えるため、上場商品等に関するデータ提供や資産運用のベースともなる株価指数などの情報系商品のラインアップの拡充を図ります。

④ 国際的な連携・提携の推進による国際競争力の強化
○ 国際的市場間競争の動向やビジネスチャンス獲得への多面的対応を可能とするため、海外取引所等との連携及び具体的な業務提携の強化を推進します。

⑤ 証券知識の普及と個人投資者層の拡大
○ 東証の中立的な立場から、「東証アカデミー」を通じて地方自治体、大学等の関連公共機関との連携強化を図り、証券市場、証券投資に関する知識の普及と理解の向上による自立した投資者層の拡充に努めます。また、小・中・高生向けには、教育現場と家庭の両面から、経済及び金融知識の普及と基礎的理解の向上に努めます。更に、これらの取り組みや一般向け広報活動を通じて、東証市場及び東証アカデミーのプレゼンスの向上を図ります。

4. 連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	前連結会計年度 平成18年3月31日現在		当連結会計年度 平成19年3月31日現在		増減(△減少)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
(資産の部)		%		%		%
Ⅰ.流動資産	**546,032**	**88.4**	**491,218**	**86.9**	**△54,814**	**△10.0**
現金及び預金	42,854		51,697		8,843	20.6
営業未収入金	6,636		6,714		78	1.2
有価証券	2,500		5,597		3,096	123.8
仕掛品	103		508		404	392.7
前払費用	356		383		26	7.6
短期差入保証金	78		127		49	62.7
繰延税金資産	1,256		1,146		△ 109	△ 8.7
売買・取引証拠金特定資産	263,403		224,443		△ 38,959	△ 14.8
清算基金特定資産	181,782		134,583		△ 47,198	△ 26.0
決済促進担保金特定資産	46,911		65,911		19,000	40.5
その他	155		109		△ 46	△ 29.9
貸倒引当金	△ 6		△ 4		1	—
Ⅱ.固定資産	**71,831**	**11.6**	**74,300**	**13.1**	**2,468**	**3.4**
1.有形固定資産	**16,322**	**2.6**	**16,467**	**2.9**	**144**	**0.9**
建物及び構築物	3,320		3,103		△ 216	△ 6.5
情報システム設備	7,894		9,243		1,349	17.1
土地	2,399		2,399		—	—
建設仮勘定	1,057		300		△ 757	△ 71.6
その他	1,651		1,421		△ 230	△ 14.0
2.無形固定資産	**11,813**	**1.9**	**13,577**	**2.4**	**1,763**	**14.9**
ソフトウェア	8,953		8,829		△ 123	△ 1.4
連結調整勘定	7		—		△ 7	△ 100.0
その他	2,852		4,747		1,894	66.4
3.投資その他の資産	**43,694**	**7.1**	**44,255**	**7.8**	**560**	**1.3**
投資有価証券	6,360		7,342		981	15.4
関係会社長期貸付金	144		50		△ 94	△ 65.1
前払年金費用	2,544		3,246		702	27.6
差入保証金	8,304		7,992		△ 312	△ 3.8
長期性預金	5,000		5,000		—	—
繰延税金資産	3,402		2,758		△ 643	△ 18.9
信認金特定資産	369		355		△ 13	△ 3.8
違約損失積立金特定資産	17,367		17,367		—	—
その他	541		529		△ 11	△ 2.2
貸倒引当金	△ 339		△ 387		△ 48	—
資産合計	**617,864**	**100.0**	**565,518**	**100.0**	**△ 52,345**	**△ 8.5**

（単位：百万円）

科目	前連結会計年度 平成18年3月31日現在		当連結会計年度 平成19年3月31日現在		増減（△減少）	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
（負債の部）		%		%		%
Ⅰ．流動負債	510,843	82.7	443,354	78.4	△ 67,488	△ 13.2
営業未払金	2,454		3,022		568	23.2
１年内返済予定長期借入金	50		—		△ 50	△ 100.0
未払金	3,257		817		△ 2,439	△ 74.9
未払法人税等	8,228		8,332		104	1.3
未払消費税等	866		683		△ 182	△ 21.1
賞与引当金	1,025		1,162		136	13.4
預り金	69		141		72	104.5
預り売買・取引証拠金	263,403		224,443		△ 38,959	△ 14.8
預り清算基金	181,782		134,583		△ 47,198	△ 26.0
預り決済促進担保金	46,911		65,911		19,000	40.5
預り取引参加者保証金	2,229		3,771		1,542	69.2
その他	565		482		△ 82	△ 14.5
Ⅱ．固定負債	11,359	1.8	10,917	1.9	△ 442	△ 3.9
長期借入金	1		—		△ 1	△ 100.0
退職給付引当金	5,495		5,434		△ 61	△ 1.1
役員退職慰労引当金	97		98		0	1.0
賃借契約損失引当金	4,456		4,113		△ 342	△ 7.7
受入保証金	707		728		21	3.1
預り信認金	369		355		△ 13	△ 3.8
その他	232		185		△ 46	△ 20.1
負債合計	522,202	84.5	454,271	80.3	△ 67,930	△ 13.0
（少数株主持分）						
少数株主持分	1,016	0.2	—	—	△ 1,016	△ 100.0
（資本の部）						
Ⅰ．資本金	11,500	1.9	—	—	△ 11,500	△ 100.0
Ⅱ．資本剰余金	22,874	3.7	—	—	△ 22,874	△ 100.0
Ⅲ．利益剰余金	61,010	9.9	—	—	△ 61,010	△ 100.0
Ⅳ．自己株式	△ 740	△ 0.1	—	—	740	—
資本合計	94,644	15.3	—	—	△ 94,644	△ 100.0
負債、少数株主持分及び資本合計	617,864	100.0	—	—	△617,864	△ 100.0
（純資産の部）						
Ⅰ．株主資本	—	—	109,798	19.4	109,798	—
資本金	—	—	11,500	2.0	11,500	—
資本剰余金	—	—	22,874	4.0	22,874	—
利益剰余金	—	—	76,164	13.5	76,164	—
自己株式	—	—	△ 740	△ 0.1	△ 740	—
Ⅱ．少数株主持分	—	—	1,448	0.3	1,448	—
純資産合計	—	—	111,246	19.7	111,246	—
負債及び純資産合計	—	—	565,518	100.0	565,518	—

（2）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	前連結会計年度 自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日		当連結会計年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日		増減(△減少)	
	金額	百分比	金額	百分比	金額	増減率
		%		%		%
Ⅰ．営業収益	**69,893**	**100.0**	**75,478**	**100.0**	**5,584**	**8.0**
取引参加料金	29,443		32,825		3,382	11.5
上場関係収入	14,277		13,370		△ 907	△ 6.4
情報関係収入	8,813		10,239		1,426	16.2
証券決済関係収入	12,474		13,287		813	6.5
システム開発・運用関係収入	2,525		2,574		49	1.9
その他	2,359		3,180		821	34.8
Ⅱ．営業費用	**41,141**	**58.9**	**42,461**	**56.3**	**1,319**	**3.2**
人件費	11,174		11,351		176	1.6
不動産賃借料	5,827		5,932		104	1.8
システム維持・運営費	9,788		7,647		△ 2,141	△ 21.9
減価償却費	6,414		7,444		1,030	16.1
その他	7,935		10,085		2,149	27.1
営業利益	**28,751**	**41.1**	**33,016**	**43.7**	**4,264**	**14.8**
Ⅲ．営業外収益	**1,797**	**2.6**	**1,553**	**2.1**	**△ 243**	**△ 13.6**
受取利息及び配当金	41		143		102	249.4
不動産賃貸収入	552		330		△ 222	△ 40.2
過怠金	72		30		△ 42	△ 58.3
助成金収入	226		226		—	—
短資取引分担金	149		214		64	43.2
持分法による投資利益	608		488		△ 120	△ 19.7
その他	146		119		△ 26	△ 18.1
Ⅳ．営業外費用	**599**	**0.9**	**310**	**0.4**	**△ 289**	**△ 48.3**
支払利息	0		0		0	4.0
不動産賃貸費用	538		266		△ 272	△ 50.6
その他	60		43		△ 16	△ 27.8
経常利益	**29,949**	**42.8**	**34,260**	**45.4**	**4,310**	**14.4**
Ⅴ．特別利益	**470**	**0.7**	**433**	**0.6**	**△ 36**	**△ 7.8**
投資有価証券売却益	—		34		34	—
受取損害賠償金	—		385		385	—
固定資産売却益	—		10		10	—
受取遅延損害金	457		—		△ 457	△ 100.0
その他	13		3		△ 9	△ 73.0
Ⅵ．特別損失	**1,087**	**1.6**	**286**	**0.4**	**△ 801**	**△ 73.7**
関係会社貸倒引当金繰入	—		50		50	—
固定資産除却損	1,086		235		△ 850	△ 78.3
その他	1		—		△ 1	△ 100.0
税金等調整前当期純利益	**29,332**	**42.0**	**34,407**	**45.6**	**5,075**	**17.3**
法人税、住民税及び事業税	10,296		13,236		2,940	28.6
法人税等調整額	△ 191		753		944	—
少数株主損益	394		432		38	9.6
当期純利益	**18,832**	**26.9**	**19,985**	**26.5**	**1,152**	**6.1**

（3）連結株主資本等変動計算書　　（単位：百万円）

	当連結会計年度（自 平成18年4月1日　至 平成19年3月31日）						
	株主資本					少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
前連結会計年度末残高	11,500	22,874	61,010	△ 740	94,644	1,016	95,661
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当			△ 4,774		△ 4,774		△ 4,774
役員賞与の支給			△ 56		△ 56	△ 1	△ 57
当期純利益			19,985		19,985		19,985
少数株主損益						432	432
連結会計年度中の変動額合計	－	－	15,153	－	15,153	431	15,585
当連結会計年度末残高	11,500	22,874	76,164	△ 740	109,798	1,448	111,246

（参考）前連結会計年度連結剰余金計算書　　（単位：百万円）

科目	前連結会計年度 自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日
	金額
（資本剰余金の部）	
Ⅰ．資本剰余金期首残高	22,874
Ⅱ．資本剰余金期末残高	22,874
（利益剰余金の部）	
Ⅰ．利益剰余金期首残高	43,389
Ⅱ．利益剰余金増加高	18,832
1．当期純利益	18,832
Ⅲ．利益剰余金減少高	1,211
1．配当金	1,159
2．取締役賞与	52
Ⅳ．利益剰余金期末残高	61,010

（4）連結キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科目	前連結会計年度 自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日	当連結会計年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	増減（△減少）
	金額	金額	金額
Ⅰ．営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益	29,332	34,407	5,075
減価償却費	5,980	7,162	1,182
連結調整勘定償却額	7	—	△ 7
のれん償却額	—	7	7
貸倒引当金の増減額（減少：△）	△ 2	47	49
賞与引当金の増減額（減少：△）	269	136	△ 132
退職給付引当金の増減額（減少：△）	△ 311	△ 61	249
役員退職慰労引当金の増減額（減少：△）	△ 75	0	76
賃借契約損失引当金の増減額（減少：△）	△ 124	△ 342	△ 217
受取利息及び受取配当金	△ 41	△ 143	△ 102
支払利息	0	0	0
持分法による投資利益	△ 608	△ 488	120
投資有価証券売却損益	1	△ 34	△ 35
固定資産除却損	1,086	235	△ 850
受取損害賠償金	—	△ 385	△ 385
受取遅延損害金	△ 457	—	457
営業債権の増減額（増加：△）	△ 1,668	△ 78	1,590
たな卸資産の増減額（増加：△）	73	△ 404	△ 478
営業債務の増減額（減少：△）	72	568	495
その他	481	1,013	532
小計	**34,014**	**41,642**	**7,627**
利息及び配当金の受取額	89	214	124
利息の支払額	△ 0	△ 0	△ 0
受取損害賠償金の受取額	—	385	385
受取遅延損害金の受取額	457	—	△ 457
法人税等の支払額	△ 5,314	△ 13,151	△ 7,837
営業活動によるキャッシュ・フロー	**29,247**	**29,089**	**△ 158**
Ⅱ．投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入れによる支出	△ 5,000	△ 11,450	△ 6,450
定期預金の払戻しによる収入	900	7,750	6,850
有価証券の購入による支出	△ 6,498	△ 13,237	△ 6,738
有価証券の売却等による収入	6,500	11,250	4,750
投資有価証券の購入による支出	△ 994	△ 996	△ 2
投資有価証券の売却による収入	—	42	42
有形固定資産の購入による支出	△ 1,899	△ 6,614	△ 4,715
有形固定資産の売却による収入	1	28	26
無形固定資産の購入による支出	△ 5,527	△ 5,498	29
無形固定資産の売却による収入	7	9	2
差入保証金の差入による支出	△ 3	△ 77	△ 73
差入保証金の返還による収入	1,141	340	△ 801
受入保証金の返還による支出	△ 289	△ 105	184

（単位：百万円）

科目	前連結会計年度 自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日	当連結会計年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	増減（△減少）
	金額	金額	金額
受入保証金の受入による収入	13	26	12
貸付による支出	△ 201	—	201
貸付金の回収による収入	4	4	0
関係会社の清算による収入	268	—	△ 268
関係会社株式売却による収入	32	—	△ 32
その他	△ 9	8	18
投資活動によるキャッシュ・フロー	**△ 11,553**	**△ 18,519**	**△ 6,965**
Ⅲ．財務活動によるキャッシュ・フロー			
長期借入金の返済による支出	△ 168	△ 51	117
親会社による配当金の支払額	△ 1,159	△ 4,774	△ 3,615
財務活動によるキャッシュ・フロー	**△ 1,328**	**△ 4,825**	**△ 3,497**
Ⅳ．現金及び現金同等物の増加額	**16,365**	**5,743**	**△ 10,621**
Ⅴ．現金及び現金同等物の期首残高	**26,989**	**43,354**	**16,365**
Ⅵ．現金及び現金同等物の期末残高	**43,354**	**49,098**	**5,743**

（５）連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

１．連結の範囲

連結子会社の数　３社
会社名：日本証券決済(株)、(株)東証システムサービス及び(株)日本証券クリアリング機構

２．持分法の適用

持分法適用関連会社　３社
会社名：(株)証券保管振替機構、(株)東証コンピュータシステム及び(株)ＩＣＪ

３．連結子会社の決算日等

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

４．会計処理基準

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

・満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）を採用しております。

・その他有価証券
時価のないもの……総平均法による原価法を採用しております。

②たな卸資産
仕掛品……個別法による原価法を採用しております。

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産
主として定率法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、日本証券決済(株)の平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法、(株)東証システムサービスの貸与リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

②無形固定資産
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金
取締役、執行役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

③退職給付引当金
主として、従業員の退職給付の支給に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
会計基準変更時差異は、一定年数（15年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

④役員退職慰労引当金
役員（執行役員を含む。）の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額の100％を計上しております。なお、当取引所は、平成17年6月22日付で役員退職慰労金制度を廃止しております。

⑤賃借契約損失引当金
システムスペースの確保を目的として長期契約により賃借し、現在は他社に転貸しているコンピュータビルに関して、今後見込まれる転貸差額等の損失の発生に備えるため、合理的に見積もることのできる損失金額を計上しております。

(4)重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5)その他連結財務諸表作成のための重要な事項

債務引受に係る会計処理

(株)日本証券クリアリング機構が有価証券債務引受業及び証券取引法第156条の6第1項の業務により引き受ける債務及び取得する債権の会計処理は、当該債務及び債権の決済時に処理する方法によっております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5．連結子会社の資産及び負債の評価

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6．のれんの償却

のれんについては、5年間の均等償却を行っております。

7．連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許資金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。

（6）連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）

当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号　平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号　平成17年12月9日）を適用しております。

これまでの資本の部の合計に相当する金額は109,798百万円であります。

なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。

（役員賞与に係る会計基準）

当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号　平成17年11月29日）を適用しております。これにより、役員賞与については、従来、利益処分により株主総会の決議を経て未処分利益の減少として処理しておりましたが、当連結会計年度より発生した期間の費用として処理しております。この結果、従来と同一の基準によった場合に比べ、営業費用は81百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は81百万円減少しています。

（7）表示方法の変更

（連結キャッシュ・フロー計算書）

前連結会計年度において、「連結調整勘定償却額」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「のれん償却額」と表示しております。

（8）連結財務諸表に関する注記事項

（連結貸借対照表関係）

	前連結会計年度 （百万円）	当連結会計年度 （百万円）
1．有形固定資産の減価償却累計額		
建物及び構築物	8,453	8,758
情報システム設備	11,322	14,646
その他	4,265	4,279
合計	24,040	27,683

（注）貸与リース資産に係る減価償却累計額については、リース取引注記をご参照ください。

2．関連会社に対する投資有価証券	3,873	4,523
3．保証債務		
従業員の金融機関からの住宅取得借入に対する債務保証	4,577	4,426

4．発行済株式総数及び保有する自己株式数		
発行済株式総数	2,300,000　株	-
保有する自己株式数	26,260　株	-

5．証券取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債

当取引所及び連結子会社である(株)日本証券クリアリング機構（以下、「当取引所等」といいます。）は、市場における証券取引の安全性を確保するため、証券取引法及び当取引所等の関連規則に基づき清算預託金等の諸制度を設けております。(株)日本証券クリアリング機構は、証券取引清算機関として、市場で有価証券の売買等が成立すると同時に各清算参加者から取引成立により発生する債務の引受及び債権の取得を行うことから、取引成立から決済結了までにおける清算参加者の債務不履行により被るリスクを担保するため、証券取引法等に基づき各清算参加者から清算預託金等（売買証拠金、取引証拠金、清算基金、決済促進担保金）の預託を受けております。また、当取引所は、取引参加者の債務不履行により有価証券売買等の委託者等が被るリスクを担保するため、証券取引法等に基づき各取引参加者から信認金の預託を受けております。いずれも預託される資産は、金銭又は代用有価証券（当取引所等の規則で認められたものに限る。）で、当取引所等の資産とは分別して管理を行っており、このうち金銭については、それぞれの預託目的を示した科目で資産及び負債に区分掲記しております。また、代用有価証券の当連結会計年度末日現在の時価は次のとおりです。

	（百万円）
①売買証拠金代用有価証券	552
②取引証拠金代用有価証券	1,032,253
③清算基金代用有価証券	278,443
④決済促進担保金代用有価証券	167,053
⑤信認金代用有価証券	2,981

この他、当取引所は取引参加者の債務不履行により当取引所が被るリスクを担保するため、当取引所の関連規則に基づき各取引参加者から取引参加者保証金の預託を受けております。預託される資産は、金銭又は代用有価証券（当取引所の規則で認められたものに限る。）で、このうち金銭については、資産について現金及び預金勘定に、負債について預り取引参加者保証金勘定に計上しております。また、代用有価証券の当連結会計年度末日現在の時価は、6,611百万円です。

（連結損益計算書関係）

	前連結会計年度 （百万円）	当連結会計年度 （百万円）
1．営業費用のうち、主要な費目及び金額		
(1) 人件費の主な内訳		
給料	7,175	7,417
賞与引当金繰入	1,025	1,179
退職給付費用	1,033	817
役員退職慰労引当金繰入	25	10
(2) その他の営業費用の主な内訳		
システム開発原価	2,315	2,298
委託作業費	1,171	1,427
貸倒引当金繰入	2	1
2．特別利益の主な内訳		
清算システムの開発遅延に伴う受取損害賠償金	-	385
清算システムの開発遅延に伴う受取遅延損害金	457	-
3．特別損失の主な内訳		
関係会社㈱ＩＣＪへの貸付金に対する貸倒引当金繰入	-	50
4．固定資産除却損の内訳		
有形固定資産	674	105
無形固定資産	412	129
合計	1,086	235

（連結株主資本等変動計算書関係）

当連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	2,300,000	-	-	2,300,000

2．自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	26,260	-	-	26,260

3．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成18年6月22日定時株主総会	普通株式	4,774	2,100.00	平成18年3月31日	平成18年6月23日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの（予定）

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月22日定時株主総会	普通株式	5,002	利益剰余金	2,200.00	平成19年3月31日	平成19年6月25日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

	前連結会計年度	当連結会計年度
	（百万円）	（百万円）
1．現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係		
現金及び預金勘定	42,854	51,697
有価証券勘定	2,500	5,597
３ヶ月超の定期預金	-	△ 3,700
ＦＢ	-	△ 2,997
ＣＰ	△ 1,999	△ 999
国債	-	△ 499
現金及び現金同等物の期末残高	43,354	49,098

（セグメント情報関係）

（事業の種類別セグメント情報）

当取引所グループは、有価証券市場の開設・運営に関する業務を主たる業務としておりますが、このほかシステム開発・運用事業も営んでおります。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、有価証券市場の開設・運営に関する業務の売上高、営業利益及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計、営業利益及び全セグメント資産の金額の合計額に占める割合が、いずれも90％超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

（所在地別セグメント情報）

前連結会計年度及び当連結会計年度において、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

（海外売上高）

前連結会計年度及び当連結会計年度において、海外売上高は連結売上高の10％未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

（リース取引関係）

	前連結会計年度 （百万円）	当連結会計年度 （百万円）
1．当取引所グループが借手となっているリース取引		
(1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引		
①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額		
情報システム設備		
取得価額相当額	1,235	1,665
減価償却累計額相当額	198	534
期末残高相当額	1,037	1,131
②未経過リース料期末残高相当額等		
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	270	382
1年超	775	771
合　計	1,046	1,153
③支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失		
支払リース料	180	383
減価償却費相当額	169	358
支払利息相当額	20	38

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(2) オペレーティング・リース取引		
未経過リース料		
1年内	2	2
1年超	3	1
合　計	6	3

（減損損失について）

リース資産に配分された減損損失はありません。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)

2．当取引所グループが貸手となっているリース取引

(1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

①リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び期末残高

取得価額	2,118	1,870
減価償却累計額	1,447	1,533
期末残高	670	336

②未経過リース料期末残高相当額

1年内	671	642
1年超	1,299	1,070
合　計	1,971	1,712

(注)このうち、転貸リース取引に係る貸手側の未経過リース料の当連結会計年度末残高相当額は1,262百万円（うち1年以内403百万円）です。なお、当該転貸リース取引は、おおむね同一の条件で第三者にリースしているため、ほぼ同額の残高が上記の借手側の未経過リース料期末残高相当額に含まれます。

③受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額

受取リース料	634	412
減価償却費	479	322
受取利息相当額	60	36

④利息相当額の算定方法

利息相当額の各期への配分方法については、利息法によっております。

(2) オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

（減損損失について）

リース資産に配分された減損損失はありません。

（関連当事者との取引関係）

前連結会計年度（自平成17年4月1日　至平成18年3月31日）

(1)子会社等

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
関連会社	㈱東証コンピュータシステム	東京都中央区	400	計算事務受託等	（所有）直接 35.0%	-	システムの運用委託 不動産の賃貸	システムの運用委託等	4,182	営業未払金	74
								不動産の賃貸等	252	前受収益	50
										長期前受収益	82

（注）1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等：上記会社への業務委託及び不動産賃貸料については、市場実勢価格を参考に決定しております。

当連結会計年度（自平成18年4月1日　至平成19年3月31日）

(1)子会社等

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
関連会社	㈱東証コンピュータシステム	東京都中央区	400	計算事務受託等	（所有）直接 35.0%	-	システムの運用委託 不動産の賃貸	不動産の賃貸等	161	未収入金	2
										前受収益	50
										長期前受収益	41

（注）1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等：上記会社への不動産賃貸料については、市場実勢価格を参考に決定しております。

（税効果会計関係）

	前連結会計年度 （百万円）	当連結会計年度 （百万円）
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		
繰延税金資産		
退職給付引当金超過額	1,258	886
賞与引当金否認	417	450
貸倒引当金繰入超過額	39	59
減価償却超過額	234	210
賃借契約損失引当金否認	1,818	1,673
繰越欠損金	43	-
固定資産未実現利益	43	28
未払事業税否認	732	589
その他	263	271
繰延税金資産小計	4,850	4,169
評価性引当額	△ 191	△ 176
繰延税金資産合計	4,658	3,993
繰延税金負債		
子会社留保利益	-	△ 87
繰延税金資産の純額	4,658	3,905
繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。		
流動資産－繰延税金資産	1,256	1,146
固定資産－繰延税金資産	3,402	2,758

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.7 %	
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	（省略）
持分法投資損益	△ 0.8	
IT投資促進税制による控除	△ 5.4	
その他	△ 0.2	
税効果適用後の法人税等の負担率	34.5	

当連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（有価証券関係）

1．満期保有目的の債券で時価のあるもの　（単位：百万円）

		前連結会計年度			当連結会計年度		
		平成18年3月31日現在			平成19年3月31日現在		
		連結貸借対照表計上額	時価	差額	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-	-	-	-
	(2)社債	-	-	-	-	-	-
	(3)その他	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	2,492	2,460	△ 31	6,489	6,475	△ 13
	(2)社債	-	-	-	-	-	-
	(3)その他	-	-	-	-	-	-
	小計	2,492	2,460	△ 31	6,489	6,475	△ 13
合計		2,492	2,460	△ 31	6,489	6,475	△ 13

2．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成18年4月1日　至平成19年3月31日）

売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
42	34	-

3．時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額　（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
	平成18年3月31日現在	平成19年3月31日現在
	連結貸借対照表計上額	連結貸借対照表計上額
満期保有目的の債券		
ＡＢＣＰ	1,999	999
その他有価証券		
非上場株式	13	5
ＡＢＣＰ　（注）	2,999	2,996
ＦＦＦ等	500	1,100
合計	5,513	5,102

（注）違約損失積立金特定資産に含まれております。

4．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額　（単位：百万円）

	前連結会計年度				当連結会計年度			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1．債券								
(1)国債・地方債等	-	2,500	-	-	3,500	3,000	-	-
(2)社債	-	-	-	-	-	-	-	-
(3)その他	5,000	-	-	-	4,000	-	-	-
2．その他	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	5,000	2,500	-	-	7,500	3,000	-	-

（デリバティブ取引関係）

前連結会計年度及び当連結会計年度において、該当事項はありません。

（退職給付関係）

	前連結会計年度 （百万円）	当連結会計年度 （百万円）
1．採用している退職給付制度の概要		
当取引所は、確定給付型の制度として、規約型の確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、一部の連結子会社は退職一時金制度を設けております。		
2．退職給付債務及びその内訳	（平成18年3月31日現在）	（平成19年3月31日現在）
(1)退職給付債務	△ 21,365	△ 21,150
(2)年金資産	17,638	18,721
(3)未積立退職給付債務（(1)＋(2)）	△ 3,726	△ 2,429
(4)未認識過去勤務債務	△ 4,951	△ 4,333
(5)未認識数理計算上の差異	605	23
(6)未認識会計基準変更時差異	5,120	4,551
(7)連結貸借対照表計上額純額（(3)＋(4)＋(5)＋(6)）	△ 2,951	△ 2,187
(8)前払年金費用	2,544	3,246
(9)退職給付引当金（(7)－(8)）	△ 5,495	△ 5,434
3．退職給付費用の内訳	（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）	（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）
退職給付費用	1,060	859
(1)勤務費用	597	580
(2)利息費用	463	465
(3)期待運用収益	△ 378	△ 440
(4)過去勤務債務の費用処理額	△ 617	△ 617
(5)数理計算上の差異の費用処理額	372	247
(6)会計基準変更時差異の費用処理額	568	568
(7)その他	53	54

（注）「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）	（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2)割引率	2.2 %	2.2 %
(3)期待運用収益率	2.2 %	2.2 %
(4)過去勤務債務の処理年数	10 年	10 年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10 年	10 年
(6)会計基準変更時差異の処理年数	15 年	15 年

（ストックオプション等関係）

前連結会計年度及び当連結会計年度において、該当事項はありません。

（企業結合等関係）

前連結会計年度及び当連結会計年度において、該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前連結会計年度	当連結会計年度
１株当たり純資産額	41,600.08 円	48,289.71 円
１株当たり当期純利益金額	8,257.83 円	8,789.64 円

なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注）１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	（百万円）	（百万円）
当期純利益	18,832	19,985
普通株主に帰属しない金額	56	-
（うち利益処分による取締役賞与金）	(56)	(-)
普通株式に係る当期純利益	18,776	19,985
期中平均株式数	2,273,740 株	2,273,740 株

（重要な後発事象）

前連結会計年度及び当連結会計年度において、該当事項はありません。

5. 個別財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	前事業年度 平成18年3月31日現在		当事業年度 平成19年3月31日現在		増減(△減少)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
(資産の部)		%		%		%
Ⅰ.流動資産	42,445	37.9	51,520	41.9	9,075	21.4
現金及び預金	35,701		44,883		9,182	25.7
営業未収入金	4,954		5,110		156	3.2
前払費用	278		311		33	11.9
繰延税金資産	1,021		969		△ 51	△ 5.1
短期差入保証金	78		127		49	62.7
その他	416		119		△ 296	△ 71.2
貸倒引当金	△ 4		△ 1		2	—
Ⅱ.固定資産	69,445	62.1	71,388	58.1	1,943	2.8
1.有形固定資産	14,969	13.4	15,465	12.6	496	3.3
建物	2,733		2,522		△ 211	△ 7.7
構築物	1		1		△ 0	△ 19.9
情報システム設備	7,847		9,208		1,360	17.3
車両及び運搬具	10		7		△ 3	△ 31.6
器具及び備品	919		1,027		108	11.8
土地	2,399		2,399		—	—
建設仮勘定	1,057		300		△ 757	△ 71.6
2.無形固定資産	11,690	10.4	13,449	10.9	1,759	15.1
ソフトウェア	8,856		8,718		△ 137	△ 1.6
ソフトウェア仮勘定	2,692		4,556		1,863	69.2
その他	140		175		34	24.3
3.投資その他の資産	42,785	38.2	42,473	34.6	△ 312	△ 0.7
投資有価証券	1,010		1,003		△ 7	△ 0.7
関係会社株式	5,294		5,114		△ 179	△ 3.4
出資金	14		14		—	—
従業員長期貸付金	31		27		△ 3	△ 11.3
関係会社長期貸付金	200		200		—	—
長期前払費用	1		3		1	102.5
繰延税金資産	3,098		2,543		△ 555	△ 17.9
差入保証金	7,709		7,659		△ 50	△ 0.7
長期性預金	5,000		5,000		—	—
前払年金費用	2,544		3,246		702	27.6
信認金特定資産	369		355		△ 13	△ 3.8
違約損失積立金特定資産	17,367		17,367		—	—
その他	321		312		△ 8	△ 2.8
貸倒引当金	△ 177		△ 374		△ 197	—
資産合計	111,890	100.0	122,909	100.0	11,018	9.8

（単位：百万円）

科目	前事業年度 平成18年3月31日現在		当事業年度 平成19年3月31日現在		増減(△減少)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
（負債の部）		%		%		%
Ⅰ．流動負債	**15,209**	**13.6**	**15,280**	**12.4**	**71**	**0.5**
営業未払金	1,276		1,316		40	3.2
未払金	3,252		979		△ 2,273	△ 69.9
未払費用	222		274		51	23.2
未払法人税等	6,320		7,061		740	11.7
未払消費税等	644		634		△ 10	△ 1.6
前受金	105		—		△ 105	△ 100.0
預り金	63		109		45	71.2
前受収益	130		137		7	5.8
賞与引当金	863		995		132	15.3
預り取引参加者保証金	2,229		3,771		1,542	69.2
その他	100		—		△ 100	△ 100.0
Ⅱ．固定負債	**11,117**	**9.9**	**10,638**	**8.7**	**△ 478**	**△ 4.3**
長期借入金	1		—		△ 1	△ 100.0
退職給付引当金	5,354		5,257		△ 97	△ 1.8
役員退職慰労引当金	65		65		—	—
賃借契約損失引当金	4,478		4,129		△ 349	△ 7.8
受入保証金	766		789		23	3.1
預り信認金	369		355		△ 13	△ 3.8
その他	82		41		△ 41	△ 50.0
負債合計	**26,327**	**23.5**	**25,919**	**21.1**	**△ 407**	**△ 1.5**
（資本の部）						
Ⅰ．資本金	**11,500**	**10.3**	**—**	**—**	**△ 11,500**	**△ 100.0**
Ⅱ．資本剰余金	**22,874**	**20.4**	**—**	**—**	**△ 22,874**	**△ 100.0**
資本準備金	22,874		—		△ 22,874	△ 100.0
Ⅲ．利益剰余金	**51,929**	**46.4**	**—**	**—**	**△ 51,929**	**△ 100.0**
利益準備金	1,640		—		△ 1,640	△ 100.0
任意積立金	34,587		—		△ 34,587	△ 100.0
現物取引違約損失積立金	6,926		—		△ 6,926	△ 100.0
先物・オプション取引違約損失積立金	10,441		—		△ 10,441	△ 100.0
建物・機械積立金	3,284		—		△ 3,284	△ 100.0
別途積立金	13,935		—		△ 13,935	△ 100.0
当期未処分利益	15,701		—		△ 15,701	△ 100.0
Ⅳ．自己株式	**△ 740**	**△ 0.7**	**—**	**—**	**740**	**△ 100.0**
資本合計	**85,563**	**76.5**	**—**	**—**	**△ 85,563**	**△ 100.0**
負債及び資本合計	**111,890**	**100.0**	**—**	**—**	**△111,890**	**△ 100.0**

（単位：百万円）

科目	前事業年度 平成18年3月31日現在		当事業年度 平成19年3月31日現在		増減（△減少）	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
（純資産の部）		%		%		%
Ⅰ．株主資本	—	—	96,989	78.9	96,989	—
資本金	—	—	11,500	9.4	11,500	—
資本剰余金	—	—	22,874	18.6	22,874	—
資本準備金	—		22,874		22,874	—
利益剰余金	—	—	63,355	51.5	63,355	—
利益準備金	—		1,640		1,640	—
その他利益剰余金	—		61,714		61,714	—
現物取引違約損失積立金	—		6,926		6,926	—
先物・オプション取引違約損失積立金	—		10,441		10,441	—
建物・機械積立金	—		3,284		3,284	—
別途積立金	—		24,735		24,735	—
繰越利益剰余金	—		16,327		16,327	—
自己株式	—	—	△ 740	△ 0.6	△ 740	—
純資産合計	—	—	96,989	78.9	96,989	—
負債及び純資産合計	—	—	122,909	100.0	122,909	—

（2）損益計算書

（単位：百万円）

科目	前事業年度 自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日		当事業年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日		増減(△減少)	
	金額	百分比	金額	百分比	金額	増減率
		%		%		%
Ⅰ．営業収益	**58,041**	**100.0**	**62,813**	**100.0**	**4,772**	**8.2**
取引参加料金	29,443		32,825		3,382	11.5
上場関係収入	14,277		13,370		△ 907	△ 6.4
情報関係収入	8,790		10,217		1,427	16.2
その他	5,529		6,400		870	15.7
Ⅱ．営業費用	**34,699**	**59.8**	**35,693**	**56.8**	**993**	**2.9**
人件費	8,833		9,086		252	2.9
不動産賃借料	5,244		5,365		121	2.3
システム維持・運営費	10,702		8,850		△ 1,851	△ 17.3
減価償却費	5,812		7,017		1,204	20.7
その他	4,106		5,372		1,266	30.8
営業利益	**23,341**	**40.2**	**27,120**	**43.2**	**3,778**	**16.2**
Ⅲ．営業外収益	**1,320**	**2.3**	**1,212**	**1.9**	**△ 108**	**△ 8.2**
受取利息及び配当金	102		210		107	104.7
不動産賃貸収入	612		391		△ 221	△ 36.1
過怠金	72		30		△ 42	△ 58.3
助成金収入	226		226		—	—
短資取引分担金	149		214		64	43.2
その他	157		139		△ 17	△ 11.0
Ⅳ．営業外費用	**672**	**1.2**	**419**	**0.7**	**△ 253**	**△ 37.7**
支払利息	0		0		△ 0	△ 80.2
不動産賃貸費用	612		375		△ 236	△ 38.7
その他	59		43		△ 16	△ 27.8
経常利益	**23,990**	**41.3**	**27,914**	**44.4**	**3,924**	**16.4**
Ⅴ．特別利益	**710**	**1.2**	**422**	**0.7**	**△ 287**	**△ 40.5**
投資有価証券売却益	—		34		34	—
受取損害賠償金	—		385		385	—
受取遅延損害金	457		—		△ 457	△ 100.0
関係会社清算益	228		—		△ 228	△ 100.0
貸倒引当金戻入	—		3		3	—
その他	25		—		△ 25	△ 100.0
Ⅵ．特別損失	**1,086**	**1.9**	**598**	**1.0**	**△ 487**	**△ 44.9**
関係会社株式評価損	—		179		179	—
関係会社貸倒引当金繰入	—		200		200	—
固定資産除却損	1,086		218		△ 867	△ 79.9
税引前当期純利益	**23,614**	**40.7**	**27,738**	**44.2**	**4,123**	**17.5**
法人税、住民税及び事業税	7,978		10,883		2,904	36.4
法人税等調整額	△ 10		607		617	—
当期純利益	**15,645**	**27.0**	**16,247**	**25.9**	**601**	**3.8**
前期繰越利益	55		—		△ 55	△ 100.0
当期未処分利益	**15,701**		**—**		**△ 15,701**	**△ 100.0**

(3) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	当事業年度（自 平成18年4月1日　至 平成19年3月31日）									
	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計
					現物取引違約損失積立金	先物・オプション取引違約損失積立金	建物・機械積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
前事業年度末残高	11,500	22,874	22,874	1,640	6,926	10,441	3,284	13,935	15,701	51,929
事業年度中の変動額										
剰余金の配当									△ 4,774	△ 4,774
役員賞与の支給									△ 47	△ 47
別途積立金の積立								10,800	△ 10,800	－
当期純利益									16,247	16,247
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	－	－	10,800	625	11,425
当事業年度末残高	11,500	22,874	22,874	1,640	6,926	10,441	3,284	24,735	16,327	63,355

	当事業年度		
	株主資本		純資産合計
	自己株式合計	株主資本合計	
前事業年度末残高	△ 740	85,563	85,563
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		△ 4,774	△ 4,774
役員賞与の支給		△ 47	△ 47
別途積立金の積立		－	－
当期純利益		16,247	16,247
事業年度中の変動額合計	－	11,425	11,425
当事業年度末残高	△ 740	96,989	96,989

(参考) 前事業年度利益処分計算書

(単位：百万円)

科目	前事業年度 (株主総会承認日 平成18年6月22日) 金額
Ⅰ．当期未処分利益	15,701
Ⅱ．利益処分額	
1．利益配当金	4,774 (1株につき2,100円)
2．役員賞与金	47
3．任意積立金	
(1) 別途積立金	10,800
Ⅲ．次期繰越利益	79

（4）重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

②満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

③その他有価証券

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

②無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

取締役、執行役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

会計基準変更時差異については、一定年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

④役員退職慰労引当金

役員（執行役員を含む。）の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額の100％を計上しております。なお、当取引所は、平成17年6月22日付で役員退職慰労金制度を廃止しております。

⑤賃借契約損失引当金

システムスペースの確保を目的として長期契約により賃借し、現在は他社に転貸しているコンピュータビルに関して、今後見込まれる転貸差額等の損失の発生に備えるため、合理的に見積もることのできる損失金額を計上しております。

4．リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（5）重要な会計方針の変更

（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号　平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号　平成17年12月9日）を適用しております。

これまでの資本の部の合計に相当する金額は96,989百万円であります。

なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。

（役員賞与に係る会計基準）

当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号　平成17年11月29日）を適用しております。これにより、役員賞与については、従来、利益処分により株主総会の決議を経て未処分利益の減少として処理しておりましたが、当事業年度より発生した期間の費用として処理しております。この結果、従来と同一の基準によった場合に比べ、営業費用は70百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は70百万円減少しています。

（6）個別財務諸表に関する注記事項

（貸借対照表関係）

	前事業年度末 （百万円）	当事業年度末 （百万円）
1．授権株式数及び発行済株式数		
授権株式数	9,200,000 株	-
発行済株式総数	2,300,000 株	-
2．有形固定資産の減価償却累計額	21,114	24,635
3．保証債務		
従業員の金融機関からの住宅取得借入に対する債務保証	4,502	4,362

4．信認金

当取引所は、取引参加者の債務不履行により有価証券売買等の委託者等が被るリスクを担保するため、証券取引法及び当取引所の関連規則に基づき各取引参加者から信認金の預託を受けております。預託される資産は、金銭又は代用有価証券（当取引所の規則で認められたものに限る。）で、当取引所の資産とは分別して管理を行っており、このうち金銭については、預託目的を示した科目で資産及び負債に区分掲記しております。また、代用有価証券の期末日現在の時価は2,981百万円です。

5．取引参加者保証金

当取引所は、取引参加者の債務不履行により当取引所が被るリスクを担保するため、当取引所の関連規則に基づき各取引参加者から取引参加者保証金の預託を受けております。預託される資産は、金銭又は代用有価証券（当取引所の規則で認められたものに限る。）で、このうち金銭については、資産について現金及び預金勘定に、負債について預り取引参加者保証金勘定に計上しております。また、代用有価証券の期末日現在の時価は6,611百万円です。

6．損失補償

当取引所及び国内の他の５証券取引所は、現物取引の清算業務に関して、(株)日本証券クリアリング機構と「損失補償契約」を締結しており、また、当取引所は、先物・オプション取引の清算業務に関しても同機構との間で「先物・オプション取引に係る損失補償契約」を締結しております。 同機構の清算参加者の債務不履行又はそのおそれが生じたことに起因して同機構に生じた損失について、当該清算参加者が預託した清算基金等により補填し得ない残額が生じた場合には、当該契約に基づき、契約の当事者である各証券取引所が上記不履行の発生した時点又は同機構が債務不履行のおそれがあると認定を行った時点における同機構への出資比率により按分して同機構に補償することとなっております。当事業年度末における当取引所の出資比率は86.3%であります。

同機構に対する補償限度額はそれぞれの契約において定められており、当取引所の場合は、「損失補償契約」に基づく限度額が6,926百万円、「先物・オプション取引に係る損失補償契約」に基づく限度額が10,441百万円であり、当取引所では、当該損失補償のための任意積立金として、補償限度額と同額の「現物取引違約損失積立金」及び「先物・オプション取引違約損失積立金」をそれぞれ積み立てております。

（損益計算書関係）

	前事業年度	当事業年度
	（百万円）	（百万円）
1．関係会社との取引		
受取利息及び受取配当金	67	98
不動産賃貸収入	457	368
2．営業費用のうち、主要な費目及び金額		
(1) 人件費の主な内訳		
給料	5,668	5,985
賞与引当金繰入	863	995
退職給付費用	868	671
役員退職慰労引当金繰入	10	-
(2) その他の営業費用の主な内訳		
清算関係手数料	517	556
建物管理費	659	748
貸倒引当金繰入	2	-
3．特別利益の主な内訳		
清算システムの開発遅延に伴う受取損害賠償金	-	385
清算システムの開発遅延に伴う受取遅延損害金	457	-
関係会社㈱エヌエスビー通信社の清算に伴う分配金	228	-
4．特別損失の主な内訳		
関係会社㈱ＩＣＪ株式評価損	-	179
関係会社㈱ＩＣＪへの貸付金に対する貸倒引当金繰入	-	200
5．固定資産除却損の内訳		
有形固定資産	674	101
無形固定資産	412	117
合計	1,086	218

（株主資本等変動計算書関係）

当事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	26,260	-	-	26,260

（リース取引関係）

	前事業年度	当事業年度
	（百万円）	（百万円）

1．当取引所が借手となっているリース取引

(1)リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

情報システム設備		
取得価額相当額	993	756
減価償却累計額相当額	791	699
期末残高相当額	201	56

②未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1年内	149	51
1年超	60	8
合　計	210	60

③支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	267	152
減価償却費相当額	249	141
支払利息相当額	13	5

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(2) オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

（減損損失について）

リース資産に配分された減損損失はありません。

	前事業年度	当事業年度
	（百万円）	（百万円）

2．当取引所が貸手となっているリース取引

(1)リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

①未経過リース料期末残高相当額

1年内	161	61
1年超	68	15
合　計	229	77

（注）上記はすべて転貸リース取引に係る貸手側の未経過リース料期末残高相当額であります。なお、当該転貸リース取引は、おおむね同一の条件で第三者にリースしているため、ほぼ同額の残高が上記の借手側の未経過リース料期末残高相当額に含まれております。

(2) オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

（減損損失について）

リース資産に配分された減損損失はありません。

（有価証券関係）

前事業年度及び当事業年度において、子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

（税効果会計関係）

	前事業年度 （百万円）	当事業年度 （百万円）
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		
繰延税金資産		
退職給付引当金超過額	1,143	759
賞与引当金否認	351	376
貸倒引当金繰入超過額	5	86
関係会社株式評価損否認	-	73
減価償却超過額	49	40
賃借契約損失引当金否認	1,827	1,680
未払事業税否認	587	489
その他	254	259
繰延税金資産小計	4,219	3,766
評価性引当額	△ 99	△ 253
繰延税金資産合計	4,120	3,512
繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。		
流動資産－繰延税金資産	1,021	969
固定資産－繰延税金資産	3,098	2,543
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		
法定実効税率	40.7 %	
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	（省略）
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.5	
IT投資促進税制による控除	△ 6.7	
その他	0.0	
税効果適用後の法人税等の負担率	33.7	

当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（１株当たり情報）

	前事業年度	当事業年度
１株当たり純資産額	37,610.53　円	42,656.33　円
１株当たり当期純利益金額	6,860.36　円	7,145.79　円

なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注）１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	（百万円）	（百万円）
当期純利益	15,645	16,247
普通株主に帰属しない金額	47	-
（うち利益処分による取締役賞与金）	(47)	(-)
普通株式に係る当期純利益	15,598	16,247
期中平均株式数	2,273,740　株	2,273,740　株

（重要な後発事象）

前事業年度及び当事業年度において、該当事項はありません。

6．その他

（1）役員の異動

①新任取締役候補（平成19年6月22日付）
代表取締役社長　斉藤 惇（前 株式会社産業再生機構 代表取締役社長）
取締役　原 良也（現 株式会社大和証券グループ本社 取締役会長）

②昇任取締役候補（平成19年6月22日付）
代表取締役会長 西室 泰三（現 代表取締役社長）

③退任予定取締役　（平成19年6月22日株主総会終結時）
取締役　氏家 純一

（2）その他

（四半期毎の業績の推移）

平成18年3月期（連結）

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
	平成17年4月～6月	平成17年7月～9月	平成17年10月～12月	平成18年1月～3月
	百万円	百万円	百万円	百万円
営業収益	13,375	15,890	19,780	20,846
営業費用	9,941	9,971	10,244	10,984
営業利益	3,433	5,919	9,535	9,861
経常利益	3,850	6,447	10,044	9,606
総資産	355,476	425,345	518,533	617,864
（注1）	(81,681)	(88,197)	(95,137)	(108,030)
株主資本	77,940	82,049	88,627	94,644
（注2）	(60,572)	(64,681)	(71,259)	(77,276)
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
1株当たり株主資本	34,278.35	36,085.72	38,978.81	41,600.08
（注2）	(26,639.93)	(28,447.30)	(31,340.39)	(33,961.66)

平成19年3月期（連結）

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
	平成18年4月～6月	平成18年7月～9月	平成18年10月～12月	平成19年1月～3月
	百万円	百万円	百万円	百万円
営業収益	19,269	17,678	18,480	20,049
営業費用	9,995	10,246	10,775	11,444
営業利益	9,274	7,431	7,704	8,605
経常利益	9,567	7,626	8,072	8,993
総資産	592,375	637,621	551,584	565,518
（注1）	(103,906)	(110,610)	(111,911)	(122,857)
純資産	96,568	101,059	105,778	111,246
（注3）	(79,201)	(83,692)	(88,410)	(93,879)
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
1株当たり純資産	41,967.51	43,904.45	45,938.16	48,289.71
（注3）	(34,329.09)	(36,266.03)	(38,299.74)	(40,651.29)

（注1）総資産欄の（ ）内は、資産合計から売買・取引証拠金特定資産、清算基金特定資産、決済促進担保金特定資産、信認金特定資産及び違約損失積立金特定資産を控除した数値であります。

（注2）株主資本欄及び1株当たり株主資本欄の（ ）内は、株主資本から現物取引違約損失積立金及び先物・オプション取引違約損失積立金を控除して算出した数値であります。

（注3）純資産欄及び1株当たり純資産欄の（ ）内は、純資産から現物取引違約損失積立金及び先物・オプション取引違約損失積立金を控除して算出した数値であります。

（訴訟について）

平成17年12月8日に発生したみずほ証券株式会社によるジェイコム株式の誤発注事件に関して、みずほ証券株式会社から当取引所に対して、約415億円の損害賠償を請求する訴訟が東京地方裁判所に提起され、現在係争中です。当取引所は、当取引所の損害賠償責任はないものと判断しており、その旨訴訟において主張しております。

当取引所の組織体制の変更に関する要綱（骨子）

平成１９年４月２４日

株式会社東京証券取引所

組織体制の変更趣旨

近年、証券市場のグローバル化によって国際的な市場間競争が激化しており、諸外国においては、国際的地位の確保と競争力強化を図るため、国境を越えた大規模な合従連衡や取引所自身が上場するといった対応が急速に進んでいる。くわえて、取引所の自主規制機能のあり方についても、活発な議論が行われている。

また、我が国においても、平成１６年の改正証券取引法施行により証券取引所持株会社の設立が認められ、本年に施行が予定されている金融商品取引法（以下「金商法」という。）においては、自主規制機能の独立性確保のため、自主規制法人を設立し、当該自主規制法人に自主規制業務を委託することが可能となるなど、取引所の組織体制に係る法的枠組みの整備が進んでいる。

こうした状況の中、株式会社東京証券取引所（以下「当取引所」という。）は、企業体としての利害と自主規制機関として確保すべき市場の公正性との間の利益相反問題を回避するとともにその実効性を確保しなければならない点、将来的にはアジアでも起こるであろう取引所合従連衡の動きに適切に対応する準備を行う必要がある点を強く認識し、①自主規制機能の独立性の強化　②自主規制機能の実効性の確保　③国際的な事業戦略上の自由度の向上　の３つの目的を達成するために、持株会社を設立し、その傘下に市場運営会社と自主規制法人を置くべく、必要な組織体制の変更を行うこととする。

これは、自主規制業務を市場運営会社から独立した自主規制法人が遂行することで自主規制機能の独立性を強化し、持株会社を活用することで市場運営会社と自主規制法人の適切な連携による自主規制機能の実効性確保と事業戦略上の自由度の向上が可能となるためである。

今後、証券取引所を取り巻く環境は急速かつ大幅に変化し、とりわけ国際的な市場間競争は益々激しくなっていくと予想される中、わが国のセントラルマーケットを預かる当取引所としては、将来にわたり国際競争力の維持･向上を図り、国際金融資本市場の一翼を担っていくためには、これまで以上に東証市場の機能強化・魅力向上に向けて、積極的に改革に取り組んでいかなくてはならない。そのような観点からも、当取引所は、組織体制を変更し、基盤整備を図る必要があると考える。

（注）組織体制の変更については、金商法の施行を前提としており、必要な内閣総理大臣の認可等を条件とする。なお、当要綱は、現在、パブリックコメント中の関係府令案を前提としており、今後、府令の公布等に伴い、所要の変更を行うものとする。

項目	内　容	備　考
1. 基本スキーム	・ 当取引所は、株式移転により、持株会社を設立し、市場運営会社として当該持株会社の子会社となる。 ・ 持株会社は、金商法施行後、同法に基づいて自主規制法人を設立する。 ・ 市場運営会社は、自主規制法人に自主規制業務を委託する。 ・ 持株会社は、市場運営会社及び自主規制法人の経営管理を行う。 ・ 市場運営会社は、市場運営業務全般（自主規制法人に委託した業務を除く）を行う。 ・ 自主規制法人は、市場運営会社の委託を受けて自主規制業務を行う。	・別添１参照
２．持株会社の設立 （１）設立方法等	・ 株式移転（単独株式移転）の方法により、持株会社を設立し、当取引所を完全子会社とする。	
（２）設立日程（予定）	・ 平成 19 年 5 月 22 日　取締役会（株式移転承認） 6 月 22 日　株主総会（株式移転承認） 8 月 1 日　株式移転期日、持株会社設立日、設立登記日	
（３）株式移転比率	・ 当取引所の普通株式１株に対して、持株会社の普通株式１株を割当交付する。	
（４）算定方式及び算定根拠	・ 当取引所単独での株式移転によって完全親会社（持株会社）１社を設立するものであり、株式移転時における当取引所の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、１対１とする。	
3．自主規制法人の設立 （１）設立方法	・ 持株会社が発起人となって、金商法の規定に基づき、自主規制法人を設立する。	
（２）設立日程（予定）	・ 金商法施行後、速やかに創立総会を開催し、必要事項を決議のうえ、設立の登記を行う。	

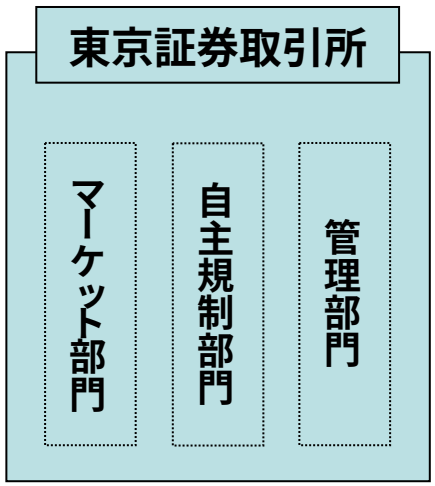
項目	内　容	備　考
４．自主規制業務 （１）委託する自主規制業務の概要	・　金商法第 84 条第２項に規定する以下の自主規制業務について、委託を行うものとする。 <委託する自主規制業務の概要> ＊金融商品等の上場及び上場廃止に関する業務 ＊取引参加者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査 ＊取引参加者が行う売買又は市場デリバティブ取引の内容の審査 ＊取引参加者の資格の審査 ＊取引参加者に対する処分その他の措置に関する業務 ＊上場する有価証券の発行者が行う当該発行者に係る情報の開示に関する審査及び上場する有価証券の発行者に対する処分その他の措置に関する業務 ＊上記に関する業務規程その他の規則の作成、変更及び廃止 ＊　　〃　　定款の変更に係る株主総会の議案の概要の作成	・内閣総理大臣の認可が条件 ・マーケットコンセプトに関わる金融商品等の上場及び上場廃止に係る基準並びに取引参加者資格付与及び喪失基準などについては、自主規制法人の同意を得て、市場運営会社が作成、変更及び廃止を行う。 ・金融商品等の上場及び上場廃止の手続き並びに取引参加者資格の付与及び喪失等に係る諸手続きは、上場契約及び取引参加者契約の当事者である市場運営会社が行う。
	・　自主規制法人は市場運営会社の委託を受けて上記の自主規制業務を行う。	・内閣総理大臣の認可が条件
（２）委託契約の概要	・　自主規制業務を自主規制法人に委託するにあたり、市場運営会社と自主規制法人との間で委託契約を締結する。 ・　当該委託をする費用の額を定める。当該費用は、以下のとおりとする。 ＊当該費用の算出方法については、当該自主規制法人が委託を受けた自主規制業務を行うために適正かつ明確に定めるものとする。 ＊市場運営会社の収益状況に影響されることなく、自主規制法人の財務基盤を適正かつ安定的に確保する観点から、原則として長期、固定金額とし、必要に応じて、見直しの協議を行う。 ＊当該費用については、これまでの自主規制業務に係るコストを基準として定める。 ・　自主規制法人は、当該委託に係る自主規制業務に関して知りえた情報を当該自主規制業務の用に供する目的以外のために使用しないものとする。	・具体的な金額については、委託する自主規制業務の詳細を検討したうえで、決定する。

項目	内　容	備　考
５．その他 （１）ガバナンス体制	・　持株会社は、委員会設置会社とする。 ・　市場運営会社は、監査役設置会社とする。 ・　自主規制法人は、営利を目的としない法人とし、理事会等を設置する。 ・　東証グループの経営に係る重要事項について協議を行い、もってリソースの有効活用や適切な連携を図ることを目的として、３法人の役員で構成するグループ全体会議（仮称）を設置する。	・別添２参照
（２）人的関係 ①役員	・　持株会社の取締役は、市場運営会社の取締役及び監査役並びに自主規制法人の理事を中心に構成する。 ・　自主規制法人の役員は、自主規制業務の独立性確保の観点から、市場運営会社の取締役と兼務しない。	
②社員	・　持株会社は、当該持株会社の設立にあわせて、当取引所の全社員の労働契約を引継ぐ。 ・　市場運営会社及び自主規制法人については、持株会社の社員が出向する。 ・　自主規制法人において勤務する者は、自主規制業務の独立性確保の観点から、持株会社及び市場運営会社の業務を兼務しない。	
（３）業務の連携	・　グループ全体会議のほか、実務者レベルにおいても定期的に会議を開催することなどにより、３法人間の適切な業務連携を確保する。	
（４）会社・法人情報の開示	・　持株会社、市場運営会社及び自主規制法人に関する会社・法人情報の開示については、引き続き、積極的に行うものとする。	

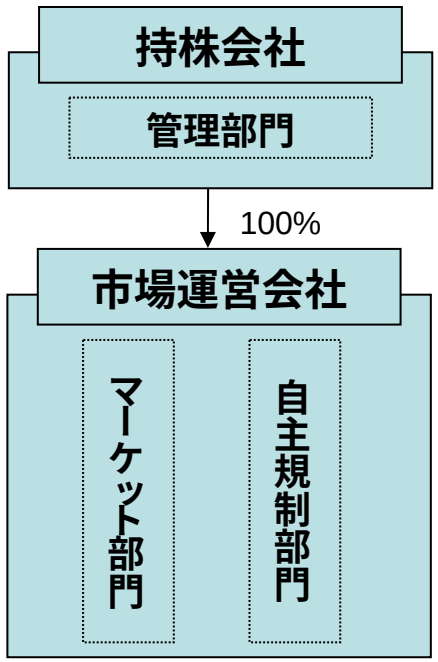
別添1

組織体制の変更の推移

【現　在】

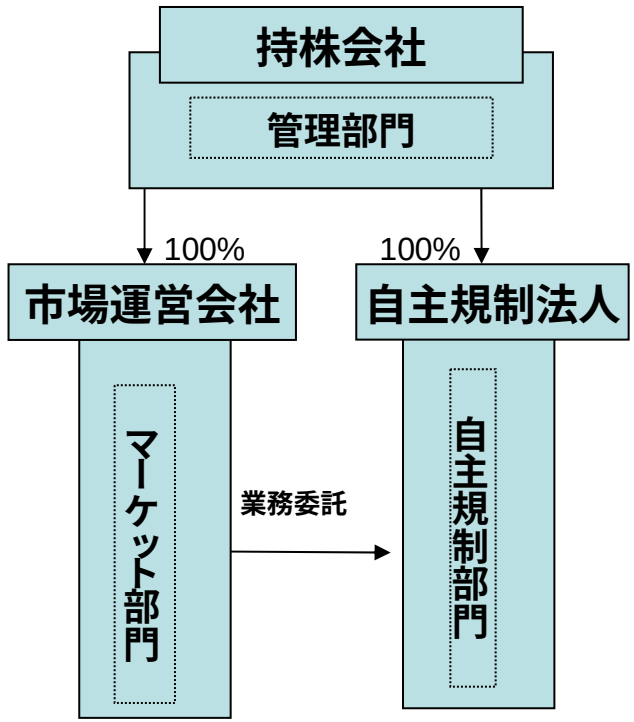


【第一段階】



東京証券取引所が株式移転により持株会社を設立

【第二段階】

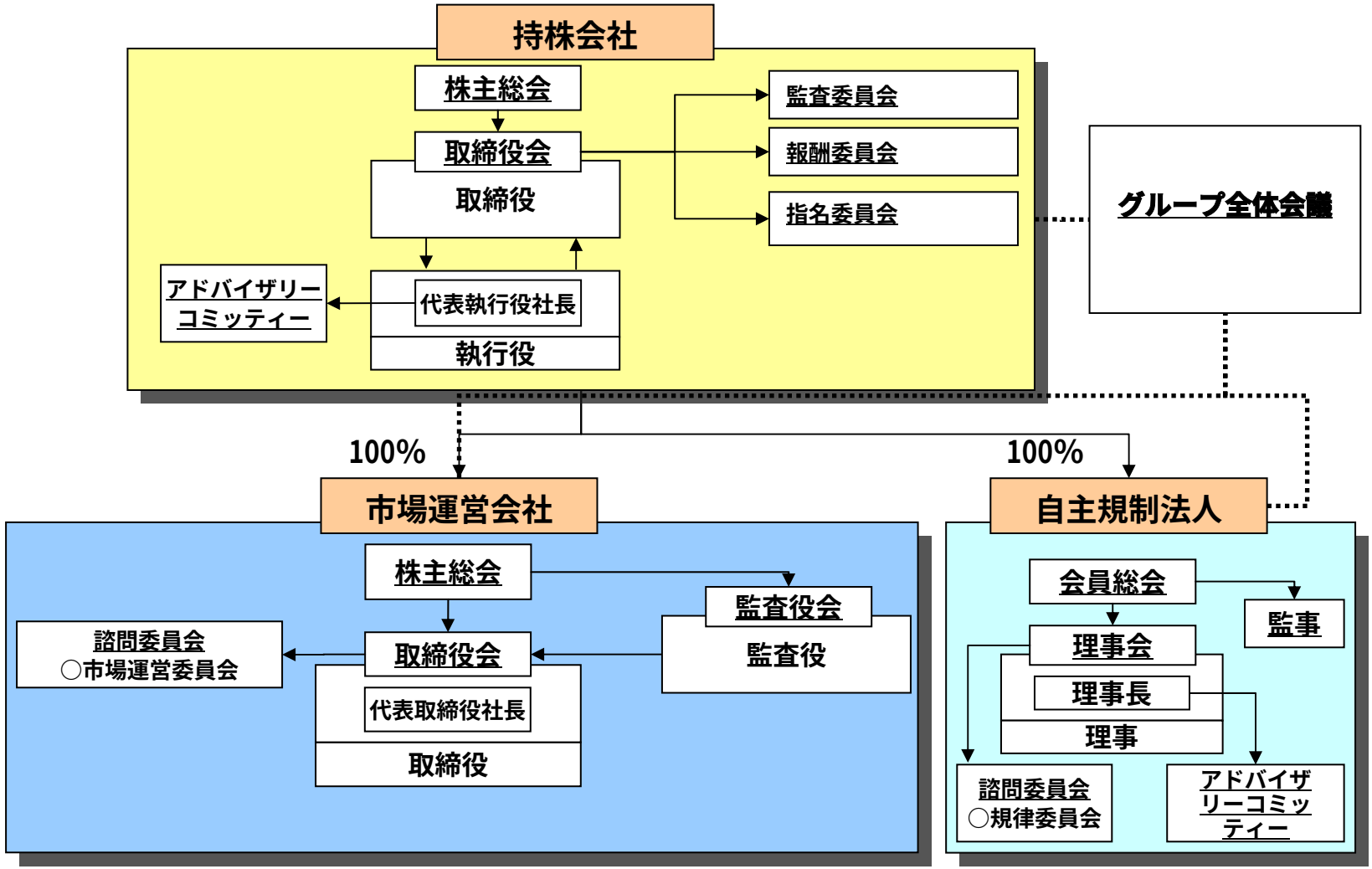


持株会社は自主規制法人を設立

市場運営会社は自主規制業務を自主規制法人に業務委託

別添2

組織体制変更後のガバナンス体制



参考1

全体スケジュールの概要

	5月	6月	7月	8月	9月			10月
概　要	**取締役会決議 (5/22)**	**株主総会決議 (6/22)**		**持株会社設立 (8/1 予定)**	**自主規制法人創立 (9 月中旬予定)**			**組織変更完了 (10/1 予定)**
◎当取引所	【取締役会】 ＊株式移転決議	【株主総会】 ＊株式移転決議	【株券提供に係る公告期間】				【取締役会】 ＊自主規制業務の委託の決議	
◎持株会社					【取締役会】 ＊自主規制法人設立の決議			
					＊自主規制法人設立の発起	＊自主規制法人創立総会開催		
◎自主規制法人						＊自主規制法人設立、登記		＊自主規制業務開始
							【理事会】 ＊自主規制業務の開始の決議	

＊　本年９月頃に金融商品取引法が施行されるとした場合のスケジュール

参考２

各法人の概要

	持株会社 （株式移転により新設）	市場運営会社 （現行の株式会社東京証券取引所）	自主規制法人 （金商法に基づき新設）
商号等	株式会社東京証券取引所グループ (Tokyo Stock Exchange Group ,Inc.)	株式会社東京証券取引所 (Tokyo Stock Exchange ,Inc.)	東京証券取引所自主規制法人 (Tokyo Stock Exchange Regulation)
事業内容	a　子会社である金融商品取引所の経営管理 b　自主規制法人の経営管理その他の前ａに付帯する業務	a　有価証券の売買等を行うための市場施設の提供、相場の公表及び有価証券の売買等の公正の確保その他の取引所金融商品市場の開設に係る業務 b　前 a に附帯する業務	a　委託を受けた自主規制業務 b　委託金融商品取引所の業務規程その他の規則に定める事項のうち自主規制業務に関連するものの変更又は廃止に関して、当該金融商品取引所に対する同意並びに委託金融商品取引所の行うべき措置についての助言その他の前 a に附帯する業務
業務執行の基本方針	・　業務を行うに当たっては、取引所業務の公共性に十分配慮し、その業務の健全かつ適切な運営の確保に努めるものとする。	・　公益及び投資者の保護に資するため、有価証券の売買等を公正かつ円滑ならしめることを旨として業務を営むものとする。	・　委託金融商品取引所が開設する金融商品市場における有価証券の売買及び市場デリバティブ取引を公正かつ円滑にし、並びに金融商品取引業の健全な発展及び投資者の保護に資するものとする。
資本金及び資本準備金等	資本金　　11,500 百万円 資本準備金　22,874 百万円	資本金　　11,500 百万円 資本準備金　22,874 百万円	基本金　　3,000 百万円
株式の総数	9,200 千株		―
発行済株式総数	2,300 千株		―
株主（会員）総会	定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。		通常総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に招集し、臨時総会は、必要がある場合に随時招集する
ガバナンス体制	・　委員会設置会社 ・　社長の私的諮問機関として、有識者によるアドバイザリコミッティーを設置し、我が国金融・資本市場のあり方等について助言を得る。	・　監査役会設置会社 ・　諮問委員会として市場運営委員会を設置し、当取引所の市場の運営に関する重要事項について、取締役会の諮問に応じ又は取締役会に意見を述べる。（員数２５名以内、任期１年）	・　自主規制法人は、営利を目的としない法人とし、理事会等を設置する. ・　諮問委員会として規律委員会を設置し、取引参加者等の処分について理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べる。（員数１１名、任期 2 年） ・　理事長の私的諮問機関として、有識者によるアドバイザリコミッティーを設置し、自主規制業務について助言を得る。

	持株会社 （株式移転により新設）	市場運営会社 （現行の株式会社東京証券取引所）	自主規制法人 （金商法に基づき新設）
	東証グループの経営に係る重要事項について協議を行い、もってリソースの有効活用や適切な連携を図ることを目的として、３法人の役員で構成するグループ全体会議（仮称）を設置する。		
取締役等の員数等	取締役　16 名以内 執行役　10 名以内 指名委員会、報酬委員会及び監査委員会 各 3 名以上（過半数は社外取締役）	取締役　12 名以内 監査役　４名以内	理事長　１名（外部理事） 理事　　５名以内（過半は外部理事） ＊理事には理事長を含む。 監事　　２名
取締役等の任期	取締役　　1 年 執行役　　1 年	取締役　　1 年 監査役　　4 年 執行役員　1 年	理事　　2 年（２回に限り再任可能） 監事　　4 年
公告の方法	電子公告（ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する）		官報に掲載する。
事業年度	毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで		

PRESS RELEASE
東京証券取引所プレスリリース

TOKYO STOCK EXCHANGE
株式会社　東京証券取引所
Tokyo Stock Exchange, Inc.
〒103-8220
東京都中央区日本橋兜町2番1号
Tel: 03-3666-0141（大代表）
URL: http://www.tse.or.jp/

平成19年4月24日

各　位

株式会社　東京証券取引所

役員候補者の選定について

当取引所は、本日開催の取締役会において、今後の組織体制の変更を踏まえ、設立予定の持株会社及び自主規制法人の役員候補者を下記のとおり選定いたしましたので、お知らせいたします。なお、各役員についての正式な選任、選定等は、別途、法律に定められた機関により行われる予定です。

記

1．　当取引所持株会社（本年８月１日設立予定）の取締役等候補者

＊	取締役会長兼代表執行役	西室　泰三	（当取引所代表取締役社長）
＊	取締役兼代表執行役社長	斉藤　惇	（前㈱産業再生機構代表取締役社長）
	取締役兼代表執行役専務	飛山　康雄	（当取引所代表取締役専務）
	取締役	伊月　茂秋	（当取引所監査役）
	取締役	奥田　碩	（当取引所取締役）
	取締役	勝島　敏明	（当取引所監査役）
	取締役	佐藤　安弘	（当取引所取締役）
	取締役	椎橋　敏	（当取引所監査役）
	取締役	新堂　幸司	（当取引所監査役）
	取締役	高橋　伸子	（当取引所取締役）
◇	取締役	林　正和	（日本投資者保護基金理事長）
	取締役	原　良也	（㈱大和証券グループ本社取締役会長）
◇	取締役	藤沼　亜起	（日本公認会計士協会会長）
	取締役	前田　庸	（当取引所取締役）
	取締役	ﾁｬｰﾙｽﾞ D. ﾚｲｸII	（当取引所取締役）
	取締役	脇田　正博	（当取引所取締役）

2.　当取引所自主規制法人（設立予定日未定）の理事等候補者

◇	理事長	林　正和	（日本投資者保護基金理事長）
◇	理事	藤沼　亜起	（日本公認会計士協会会長）

＊は公表済み。◇は候補者略歴を添付。

以　上

【お問合せ先】
株式会社　東京証券取引所
経営企画部　二木
電話：03－3666－0141（大代表）
03－3665－1214（直　通）

略　歴

氏　　名　　林　正和（はやし　まさかず）

生年月日　　昭和２０年　４月　６日

略　　歴　　昭和４３年　４月　　大蔵省（現財務省）　入省

平成　４年　６月　　同　証券局総務課長

平成１２年　６月　　同　主計局長

平成１５年　１月　　財務事務次官

平成１６年　７月　　財務省　顧問

平成１７年　７月　　日本投資者保護基金理事長

現在に至る

氏　　名　　藤沼　亜起（ふじぬま　つぐおき）

生年月日　　昭和１９年１１月２１日

略　　歴　　昭和４４年　４月　　堀江・森田共同監査事務所　入所

昭和４５年　６月　　アーサーヤング公認会計士共同事務所　入所

昭和４９年１１月　　公認会計士登録

平成　３年　５月　　監査法人朝日新和会計社　代表社員

平成　５年　６月　　太田昭和監査法人（現新日本監査法人）　代表社員

平成１６年　７月　　日本公認会計士協会会長

現在に至る

PRESS RELEASE
東京証券取引所プレスリリース

TOKYO STOCK EXCHANGE
株式会社　東京証券取引所
Tokyo Stock Exchange, Inc.
〒103-8220
東京都中央区日本橋兜町2番1号
Tel: 03-3666-0141（大代表）
URL: http://www.tse.or.jp/

平成１９年４月２４日

各　位

株式会社 東京証券取引所

システム能力増強対応について

当取引所では、市場の信頼性確保のため、昨年来、各システムの能力を段階的に増強し、本年１月に株式・CB 売買システムにおける本年の対応計画を策定いたしましたが、昨今の市場動向を踏まえ、当初予定していた計画を変更することといたしましたので、お知らせいたします。

当取引所では、次世代システムの検討をはじめとして、利用者の視点に立って市場運営の改善を重ねることにより、引き続き、市場の信頼確保に努める所存でありますので、何卒、ご理解・ご支援たまわりますよう、よろしくお願いいたします。

１．システム能力増強に係る対応概要

システム名	対応概要	対応予定時期
株式・CB 売買システム	１日あたり注文件数：1,500 万件 【現行：1,400 万件】	平成 19 年 7 月
	１日あたり注文件数：2,000 万件 【当初予定：1,700 万件】	平成 19 年秋
相場報道システム	流量制限値 3.3 万件／分（うち株式分 3.0 万件／分） 【現行：3.0 万件／分（うち株式分 2.7 万件／分）】	

２．投資費用　約１２億円　（株式・CB 売買システムハードウエアレンタル費用等）

以　上

【本件に関するお問合せ先】
株式会社　東京証券取引所
経営企画部　広報
電話：03－3666－0141（大代表）
03－3665－1214（直　通）

取引所取引に係る約定取消しルールの制定について

平成１９年４月２４日
株式会社東京証券取引所

Ⅰ．趣旨

証券取引においては、一度成立した約定は取り消されることがなく、決済まで行われることが大前提となっており、こうした決済の確実性は証券市場の信頼性の源の一つでもあります。

しかしながら、通常想定し得ない規模の約定が過誤により成立し、長期にわたって決済が行われなくなる場合には、証券市場の機能が麻痺し、大きな混乱を招く事態となり得ます。

日本証券業協会に設置された「株式の注文管理･リスク管理体制の整備に関するワーキング」の報告書（平成１８年１１月）において、誤発注により約定が行われた取引の取消しに係るルールの整備について、証券取引所において具体的な方策が早期に確立されることを求めることとされ、これを受けて、全国の証券取引所は、誤注文に係る約定取消しルールの整備に向けた実務的な検討を行うため、全国の証券取引所及び取引参加者の実務担当者による「取引所取引に係る約定取消しルールに関する検討ワーキング」を共同で設置しました（平成１８年１１月）。

その後、当該ワーキングを６回にわたり開催し、過誤により長期にわたって決済が行われなくなる可能性が極めて高く市場が著しく混乱すると考えられる場合に限り、一度成立した約定を取り消す制度の導入について検討を進め、取引所取引に係る約定取消しルールの概要をとりまとめました。

Ⅱ．概要

項目	内容	備考
１．約定取消しルールにおける基本的な考え方	・一度約定が成立した取引は、市場の公正性及び連続性の確保の観点から、原則として取り消されるべきではなく、約定取消しルールは、誤発注に係る約定により、円滑な決済の履行が極めて困難となる等、市場が著しく混乱すると考えられる場合にのみ適用されることとします。	
２．約定の取消し （１）約定取消しの可能性周知のための売買停止	・約定取消しを行う際には、その可能性を周知するため、事前に売買停止を行います。	
（２）売買停止基準	・誤発注により、上場株式数の 10%を超える約定が成立した場合に売買を停止します。	・買いの誤発注である場合も売買停止の対象とします。

項目	内容	備考
	・上記の基準を満たさない場合においても、取引所が特に必要と認める場合においては、約定取消しの可能性の周知のための売買停止を行うことができることとします。	・外国株券（重複上場銘柄）及び転換社債型新株予約権付社債券（以下「CB」という。）については、それぞれ 2 万単位、20 億円を超える約定が成立した場合に売買を停止します。
（３）他市場・派生商品の売買	・約定取消しの可能性周知のための売買停止が行われた場合においても、重複上場している他の取引所においては、売買停止を行わないこととします。 ・株券を売買停止した場合においても、当該銘柄を原商品とする CB や株券オプションについては、売買停止を行わないこととします。	
（４）約定取消しの申請等の手続き	・約定取消しの可能性の周知のための売買停止が行われた場合、円滑な決済を行うことが極めて困難と判断される場合には、取引参加者は、売買停止後 60 分以内に、約定取消し申請を取引所に行うことができることとします。 ・取引参加者の取消し申請の対象は、上場株式数の 20%超の誤発注による約定が成立した場合を原則とし、同 10%超 20%以下の約定の成立により売買停止が行われた場合には、当該銘柄が特殊な状況（例えば、公開買付が実施されており、流通する株式が極端に少ないうえに大株主からの借株による調達も困難である場合など）にあると認められる場合に限り、取引所への申請を行うことができることとします。	・約定取消し申請を行わない場合は、その旨の申告を行うこととします。 ・外国株券（重複上場銘柄）及び CB については、それぞれ 2 万単位、20 億円を超える約定が成立した場合に取消し申請の対象とします。
（５）申請受付の公表	・約定取消し申請を受けた場合又は約定取消しを行わない旨の申告を受けた場合、取引所は速やかにその内容を取引参加者に通知し、公表します。 ・売買停止後 60 分経過しても取引参加者からの申請等がなかった場合は、取引所はその旨を公表します。	

項目	内容	備考
（６）約定取消しの判断	・上場株式数の 20%超の誤発注による約定が成立し、約定取消しの申請を受けた場合、取引所は、取引参加者に対して、決済資金や決済物件の調達の可能性等に関するヒアリングを行い、決済不履行の可能性が高いと判断した場合には、約定の取消しを決定します。	・ヒアリングにおいては、取引参加者や関係会社の保有ポジション、大株主等との借株に係る交渉の経緯と見通し、金融機関等との資金調達に係る交渉の経緯と見通し、市場取引等による調達の見通し等について確認し、決済不履行の可能性を検討します。
	・上場株式数の 10%超 20%以下の誤発注による約定が成立し、約定取消しの申請を受けた場合、取引所は、上記ヒアリングにおいて、決済不履行の可能性が高いと判断し、かつ、当該銘柄が特殊な状況（例えば、公開買付が実施されており、流通する株式が極端に少ないうえに大株主からの借株による調達も困難である場合）にあると認められる場合に限り、約定の取消しを決定します。 ・取引参加者からの約定取消しの申請がない場合においても、取引所が必要と認める場合には、取引参加者に対して調達の可能性等に関するヒアリング等を行い、約定を取り消すことができることとします。	
（７）約定取消しの有無の公表	・約定取消しを決定した場合、取引所は速やかにその内容を公表します。 ・公表の内容は、銘柄名、誤発注により決済の履行が極めて困難なため約定取消しとなる旨、約定取消しとなる取引（約定時刻及び約定数量）等とします。	・取引参加者には、取り消される取引が特定できるよう、約定番号等を付して通知します。 ・取引参加者への約定通知のシステム的な訂正処理は行

項目	内容	備考
		われません。
（８） 約定取消しの範囲	・約定取消しの範囲は、誤発注が最初に約定した時点から売買停止までに、取引所で行われた全ての取引とします。 ・板寄せ時の誤発注の場合には、価格形成に関与した全ての取引を取り消します。	
（９）約定取消しに関する公表後の売買停止及び売買再開	・取引所は約定取消しの有無に関する公表を行った後、約定取消しを行う場合には終日売買停止し、行わない場合には 30 分経過後に売買を再開します。 ・約定取消しを行う場合、翌日に売買を再開しますが、その際の基準値段は、誤発注による約定が最初に成立する直前の約定値段（特別気配値段及び当日基準値段を含む。）とします。 ・売買再開後の売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合においては、売買取引に係る規制措置を実施します。	
３．約定復活		
（１）約定復活に係る基本的な考え方	・約定取消しルールが発動し、一度成立した売買が取り消されることにより、その後一定期間内に行った取引の決済資金や決済物件が調達できなくなる場合に限り、誤発注により約定が取り消された投資者を救済する観点から、約定取消しの復活を希望する場合の特別措置として、約定の復活のための売買を認めることとします。	・約定復活のための売買は、誤発注を行った取引参加者を相手方とし、過誤訂正と同様の方式により執行します。
（２）復活を認める取引	・復活を認める取引は、以下の条件を全て満たすものとします。 ① 当該取引の成立から売買停止時までに、同一の委託者（取引参加者において把握可能な原始注文の発注者ごととします。）による連鎖取引（買い約定後の当該銘柄の売付け及び売り約定後の当該売却代金による他の銘柄や商品の買付け。）が成立していること。 ② 取消しが行われたことにより、連鎖取引の決済資金や決済物件が調達できなくなること。（資金や決済物件の残高がある場合は復活の対象としないこととします。） ③ 委託（取引一任契約に基づく取引及び委託元が証券会社の自己勘定による取引を除きます。）による取引であること。	・株券オプション取引の権利行使に係る売買や信用取引の返済に係る売買（返済期日に限ります。）で、取消しにより決済資金や決済物件が調達できなくなる場合も、売買停止時までに連鎖取引を行ったものとみな

項目	内容	備考
（３）約定復活の実務的な手続き	④ 復活する取引については、委託者ごとに以下の数量を上限とし、これを超える部分については、復活の対象としません。 $\frac{\text{２千万円}}{\text{当日の基準値段（板中心値段）×当該銘柄の売買単位}}$（10 売買単位未満は切上げ） ・以下の流れで実務的な処理を行います。 ① 取り消された約定のうち、復活が適当と考えられる取引を行った場合、取引参加者が取引所に対して、復活の必要がある旨申請します。 ② 約定復活の申請は、売買日翌日の 13 時までとします。 ③ 取引所では、約定を復活させるかどうかについて取引参加者からの申請や提出書類（注文伝票の写し等）の内容から判断します。 ④ 復活させることとした取引について、取引所で誤発注当日に行われた取引として、復活の申請を行った取引参加者と誤発注を行った取引参加者の間で執行し、当該取引参加者に通知します。 ⑤ 当該取引は、過誤訂正と同様の方法により執行します。	し、復活の対象とします。
４．その他検討事項 （１）統計データ等の取扱い	・ 取消しの内容に応じて、当日四本値、売買高、売買高加重平均価格等の訂正を行いますが、相場報道システムからは訂正情報を配信できないため、別途 FAX 等によりユーザー通知を行います。また、月間・年間ベースの統計は、修正後データにより作成します。 ・ 株価指数･株価平均等については、当日の株価の終値が異なることとなる場合には、取消し後の株価により株価指数･株価平均等の終値に係る数値のみ再計算します。（ただし、項目によっては当日中の訂正が困難な場合があります。）	・ 約定復活のための売買は、過誤訂正と同様の扱いとします。 ・ リアルタイムデータの遡及計算は行われません。
（２）損害賠償責任の規定	・ 約定取消しを伴う大規模誤発注については、発注した証券会社に少なくとも重過失があるのが通常と考えられますが、状況によっては、軽過失により大規模な誤発注が生じる可能性もあるため、その場合には免責されるよう、免責規定を設けることとします。	

項目	内容	備考
	・ 取引所その他の第三者についても、原則として約定取消しによって生じた損害について賠償する責めを負わない旨の規定を設けることとします。	
（３）手数料	・ 取り消された売買に係る取引料は課金せず、復活された売買に係る取引料は通常の取引と同様の料率で課金することとします。 ・ 誤発注を行った取引参加者に対して、当該約定取消しの規模に応じ、約定取消しに係る事務手数料を課金することとします。	
（４）ペナルティ	・ これまで、大規模な誤発注が行われた場合で、取引参加者の社内管理体制に不備がある場合や取引所の市場に与えた影響が大きい場合は、処分の対象としてきましたが、誤発注に伴う約定が取り消された場合においても、同様に処分の対象とします。 ・ その際、約定取消しを行った場合は、約定取消しを行わなかった場合に比べ、市場に与えた混乱による影響が格段に大きいと思われるため、処分の有無や内容を決定する際には、こうした点も考慮に入れて検討し、過怠金の賦課や取引所の市場における有価証券等の売買等の停止など、当該行為に対して適切と思われる処分を科すこととします。 ・ また、「決済の履行が極めて困難」な状況にはなかったことが事後に明らかになった場合等、虚偽の事由による取消し申請が行われた場合も、処分の対象とします。	
５．先物・オプション取引における約定取消しの取扱い		
（１）先物・オプション取引の誤発注への対応	・ 先物・オプション取引における約定取消しルールについては、その商品特性や小さい注文受付限度数量等に鑑み、具体的な数値基準を定めず、誤発注に係る約定により円滑な決済の履行が極めて困難になる等、市場が著しく混乱すると取引所が認める場合にのみ適用することとします。 ・ なお、約定復活については、現物株式のような問題がないことから、仮に約定の取消しがあってもこれを認めないこととします。	・ 誤発注に伴う売買停止に係る基準・時間も取引所がその都度定めます。

項目	内容	備考
（２）現物株式において約定取消しがあった場合の対応	・　指数先物・オプション取引の特別清算指数（ SQ 値）や株券オプション取引の自動権利行使に係るオプション清算値段は、現物株式の約定取消し結果を正しく反映して算定することとします。	

III. 実施時期

平成 19 年秋を目途に実施します。

以　上

「上場制度総合整備プログラム２００７」の公表について

平成１９年4月２４日
株式会社東京証券取引所

当取引所は、上場会社における活力ある企業行動と投資者保護の調和を推進することにより、市場に対する投資者の信頼の向上と上場会社の国際競争力の強化を図ることが、証券取引所の重要な責務であると考えており、この目的を達成するための実行方針として昨年６月に公表した「上場制度総合整備プログラム」の内容を着実に実施してまいりました。

その中で「直ちに実施する事項」として掲げた内容につきましては、昨年１１月の上場諸規則の改正、本年１月の「合併等に関する適時開示要請の実施」等により、概ね実行してまいりましたが、「具体案の策定に向け問題点の整理を行う事項」及び「検討に着手する事項」として掲げた事項につきましては、昨年９月に学識経験者、上場会社、機関投資家、証券会社等を委員とした「上場制度整備懇談会」を設置し、具体的な上場制度の整備に向けた検討をお願いしてまいりました。

こうした中、本年３月２７日に「上場制度整備懇談会」より、検討テーマごとに具体化に向けた道筋及び議論の方向性について中間報告においてご提言いただきました。そこで、当取引所では、当該中間報告の提言内容を踏まえ、今後の上場制度の整備に向けた基本的な実行方針として「上場制度総合整備プログラム２００７」を作成、公表することといたしました。

上場制度総合整備プログラム２００７

平成１９年４月２４日
株式会社東京証券取引所

１．　上場制度の整備に向けた基本方針

東証は、株主・投資者の保護及び尊重を図りつつ、流通市場の機能を適切に発揮させ、上場会社の企業価値及び国際競争力の向上を支援する観点から、上場制度の包括的な見直しに取り組むために、以下の基本方針をもとに上場制度の整備を図ることとする。

・ 市場の健全性確保に向けて、上場会社などの市場関係者に対して証券市場を構成する一員としての一層の自覚を促すような制度を整備する。
・ 会社情報の開示の一層の充実を図ることにより透明性を確保する。
・ 投資者保護及び市場機能の適切な発揮の観点から、企業行動に対して適切な対応をとる。
・ 上場会社などの市場関係者にとってより使い勝手のよい市場の整備に取り組む。
・ 上記の対応に当たっては、国際的な整合性に配慮する。

２．　実行計画

「直ちに実施する事項」（第一次実施事項）
本プログラムの公表後速やかに制度要綱をとりまとめ、又は要請を実施することとした事項
「具体案を検討のうえ実施する事項」（第二次実施事項）
２００７年度中に制度要綱をとりまとめ、又は要請を実施するために、詳細について有識者らを交えて検討を行うこととした事項
「検討を継続する事項」
基礎的な問題点の洗い出しなど、実現に向けた検討を継続的に行っていくこととした事項（内容によっては上場制度整備懇談会において検討を行う）

Ⅰ．企業行動に関する制度の整備

項　　目	直ちに実施する事項 （第一次実施事項）	具体案を検討のうえ実施する事項 （第二次実施事項）	検討を継続する事項
（１）適時開示の充実	**○適時適切な会社情報の開示は、健全な証券市場の根幹であることから、上場会社に対する意識の啓発や会社情報を投資者が利用しやすい環境の整備を随時実施する。** **○ＭＳＣＢ等や第三者割当増資に関する開示の**	**○投資判断上重要な事項が過不足なく開示されるよう適時開示に関する上場規則の見直しを行う。** ・投資判断上実質的に影響があると上場会社が判断する事項については、軽微基準にかかわらず開示が必要であることを適時開示規則上に明記することが考	**○ＴＤｎｅｔ（適時開示情報伝達システム）の刷新による、財務諸表データの高度利用を促すＸＢＲＬ形式の決算情報の提供に向け準備を進める。**

項　　目	直ちに実施する事項 （第一次実施事項）	具体案を検討のうえ実施する事項 （第二次実施事項）	検討を継続する事項
	充実を図る。 **○金融商品取引法における四半期報告制度の導入（半期報告制度の四半期報告制度への統合を含む。）を踏まえ、適時開示における中間決算短信と四半期財務・業績概況の開示を統合するなど所要の対応を行う。**	えられる。 ・投資判断上の重要性に即したものとなるよう適切な軽微基準を設けることを検討する。 〔検討対象（案）〕 ・子会社の解散 ・利益が少額の場合の利益水準　ほか ・軽微基準について原則として連結ベースへと見直す方向で検討する。 **○適時開示に関するガイドライン（適時開示ガイドブック）について、重要性に応じて開示が適切に行われるよう見直しを図るとともに、開示・記載上の注意事項やＱ＆Ａの充実等を図るなど実務的に使いやすいものとなるよう見直しを図る。**	
（２）企業行動規範の制定	**○会社情報の適時適切な開示の履行義務に加えて、株主・投資者の保護及び市場運営の観点から、企業行動に適切な対応を求める事項を「企業行動に関する行為規範（以下「企業行動規範」という。）」として上場規則上に制定する。** **－企業行動規範の制定** ・企業行動規範は、従来から上場会社に要請してきた事項（株主総会における議決権行使の促進に向けた環境整備及び内部者取引の未然防止に向けた体制整備等）及び規範的要素を含む上場規則（望ましい投資単位の水準への移行及び維持に係る努力等、買収防衛策の導入に係る尊重事項、並びに株式分割等に係る努力等）を再整理し、新たに市場開設者の立場から上場会社に求	**○経営陣や支配株主が関わる取引について、利益相反により少数株主が損害を被ることを防止するため、以下の事項に関する施策を企業行動規範に定めることを検討する。** ・親会社を有する上場会社による、親会社などの出身ではない社外役員の選任 ・支配株主との重要な取引及び支配株主による公開買付けに関する意見表明について、例えば社外役員により構成される特別委員会等の承認を得るなどの利益相反による弊害を防止するための措置をとること ・ＭＢＯに関する意見表明について、利益相反による弊害を防止するための措置をとること **○いわゆる反社会的勢力による被害を防止する**	**○追加的に企業行動規範に含めるべき内容がないか、継続して検討を行うこととする。** ・株式の発行について株主の同意を必要とするなどの規範やコーポレート・ガバナンス全般のあり方を中心に、有識者による検討を実施する。 ・平成１６年に策定した「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」について、最近の議論の動向を踏まえた改定を行う。

項　　目	直ちに実施する事項 （第一次実施事項）	具体案を検討のうえ実施する事項 （第二次実施事項）	検討を継続する事項
	める事項を加えたもので構成するものとする。 ・株主総会における議決権行使の促進に向けた環境整備の内容としては、従来から要請してきた事項である株主総会の分散化、並びに招集通知の早期発送、ホームページ掲載及び英訳などが想定される。 **－上場会社としての一般的な規範として、流通市場の機能及び株主・投資者の権利を尊重すべき旨を明確化する。** **－特に新興市場における上場会社の品質向上の観点から、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な事項を企業行動規範として定める。** ・会社法上の大会社以外の上場会社においても、監査役会（又は委員会）及び会計監査人の設置、並びに会社法上の内部統制システム（業務の適正を確保するための体制）の決定を行うものとする。 ・株主の数が１０００人未満の上場会社においても、株主総会参考書類（又は代理権の授与に関する参考書類）をすべての株主に対し交付するものとする。 **－ＭＳＣＢ等の発行に当たって、日本証券業協会の会員証券会社以外が買い受ける場合においても、日本証券業協会の定める自主ルールを尊重することを求める。** **○企業行動規範に関する実効性確保の方法について、整理を行う。** ・企業行動規範に掲げる事項の実効性確保の方法については、その遵守の必要性や行為の具体性に応じて規定することとし、上場廃止も想定される事項、公	**ための社内体制の整備について企業行動規範に定めることを検討する。** ・警察及び証券業界全体で反社会的勢力による被害を防止するための取り組みを強化していることを踏まえ、上場会社として社内体制の整備に努める旨を企業行動規範において規定することを検討する。	

項　　目	直ちに実施する事項 （第一次実施事項）	具体案を検討のうえ実施する事項 （第二次実施事項）	検討を継続する事項
	表措置をとる事項、自主的な上場会社の対応を促す事項等の段階を設けることとする。 **○企業行動規範の整備に伴い、「コーポレート・ガバナンス」及び「内部管理体制の有効性」について、上場審査における実質審査の項目として明確化する。** ・現在、審査基準各項目の取扱いに分散されていた「コーポレート・ガバナンス」及び「内部管理体制の有効性」に関する審査の観点を集約し、新たな審査項目とする。		
（3）親会社等を有する上場会社への対応	**○親会社を有する会社の上場に関する東証の考え方を公表する。** ・親会社を有する会社の上場は、上場制度として禁止するのは適切ではない。 ・しかしながら、（新規上場時から親会社を有する場合であっても、企業再編等を通じて上場後に親会社を有することになる場合であっても）少数株主との利益相反のおそれなどの内在する弊害や問題点があること、昨今の経営環境においては上場会社には本格的な連結経営が求められていることを踏まえれば、投資者をはじめ多くの市場関係者にとって必ずしも望ましい資本政策とは言い切れない。 ・上記の認識を「新規上場の手引き」、「会社情報適時開示ガイドブック」や東証のホームページ等に掲載し、関係者への周知を図る。	**○経営陣や支配株主が関わる取引について、利益相反により少数株主が損害を被ることを防止するための施策を企業行動規範に定めることを検討する。** ・（２）企業行動規範の制定　参照。 ・親会社等（親会社及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。）に関する事項の開示や、親会社等を有する会社における経営陣や支配株主が関わる取引について、企業行動規範等を踏まえ、開示内容の充実に向けた検討を行う。 **○実質的に一体の親会社及び子会社による上場の防止に向けて、他の証券取引所と協調して検討を行う。**	**○親会社等を有する会社の上場審査について、審査項目、内容について再整理を行う。** ・子会社の運営の実情はその属する企業グループの経営方針に応じて多様であることを踏まえ、上場審査のあり方について引き続き検討を行う。 **○上場会社が企業再編等により親会社等を有することになった場合の内部管理体制の確認制度の整備に向けた検討を行う。** ・企業再編等の結果、上場会社が上場又は非上場の親会社等を有することになる場合には、既に上場している会社の内部管理体制の確認方法に関する整理に基づき、新規上場時に行う親会社等に関する審査と同等の審査を実施することについて検討する。
（4）内部統	**○ ディスクロージャーの信頼性確保のため、上場**	**○ 内部統制報告制度の導入にあわせて、他市場に**	**○ 今後の実務の動向を踏まえ、未上場会社の新規**

項　　目	直ちに実施する事項 （第一次実施事項）	具体案を検討のうえ実施する事項 （第二次実施事項）	検討を継続する事項
制報告制度への対応	**会社において内部統制システムを整備する必要があり、また今後新規上場を目指す会社においても上場後に内部統制体制が整備される必要があることを踏まえ、そのための準備を自ら進めていくことが望ましい、という東証の考え方を公表する。** **○内部統制報告制度に関する上場審査及び上場管理上の当面の取扱いの方向性について公表する。** ・同制度の開始前における内部統制状況の新規上場審査においては、現行規定の中で所要の確認を行うこととする。同制度の開始後における未上場会社の新規上場審査についても基本的にこれと同様とする。 なお、内部統制報告書等に準じた書類を作成している場合には、上記確認はその内容を斟酌して行うこととする。 ・上場会社について、内部統制における重要な欠陥が直ちに財務諸表の虚偽記載に結びつくものではないことを踏まえ、内部統制報告書及びこれに係る監査報告書の記載内容をもって、上場廃止することは行わないものとする。	**上場している会社の新規上場申請時の取扱い等について、上場規則の見直しを検討する。** ・新規上場申請会社が他市場に上場している場合には、平成２０年４月以降に開始する事業年度について、上場申請時に内部統制報告書及びこれに係る監査報告書の提出を求めることとする。なお、当該書類において、経営者が評価結果を表明できない場合又は監査人が意見の表明をしない場合は、申請不受理事由とする。 ・上場会社について、内部統制報告書において、経営者が内部統制に重要な欠陥があるとする場合又は内部統制の評価結果を表明できないとする場合、及び、監査人が不適正意見を表明する場合又は意見不表明とする場合について、適時開示事由とする。	**上場申請時に、内部統制の整備状況を確認するための書類の提出を求めることについて検討を行う。また、上場会社についても、内部統制における重要な欠陥が継続的に是正されない場合等における上場管理上の取扱いについて検討を行う。**
（５）種類株式の上場制度の整備	**○議決権に関する種類株式の上場を認める場合の要件等について、具体的な検討を開始する。** ・新規公開時であっても上場が認められる種類株式のスキームに一定の制限を設けることとし、どのようなスキームであれば上場が認められるかについて、実務家・専門家らを交えて検討を開始する。	**○議決権に関する種類株式の上場に必要な要件等について整理を行う。** ・議決権に関する種類株式の上場が認められる場合について具体的に整理する。 ・議決権に関する種類株式の発行・上場が認められる具体的なスキームを、新規公開の場合や上場会社が議決権の少ない株式を発行する場合などに分けて検	**○普通株式を上場していない会社について、優先株式のみの上場を認めるべきかについて検討する。** ・優先株式のみの上場の可否及び優先株式のみの上場を認める場合の要件やスキーム等について上場規則の整備を行う。

項　　目	直ちに実施する事項 （第一次実施事項）	具体案を検討のうえ実施する事項 （第二次実施事項）	検討を継続する事項
	○既に上場している会社による種類株式の発行等が認められない場合について、整理を行う。 ・上場会社による種類株式の発行等が認められない場合については、「株主の権利の不当な制限」に該当する場合として整理する。 ・「株主の権利の不当な制限」となる場合としては、原則として、上場会社が上場株式より議決権の多い種類株式を発行する場合や、上場株式の議決権を制限する場合などが想定される。	討する。 ・議決権に関する種類株式について必要とされる上場審査、上場廃止の各基準（例えば流動性基準等）について整理する。 ・議決権に関する種類株式を上場する会社について、企業行動規範として求めるべき内容がないか検討を行う。 ・種類株式の上場であることを投資者が理解しやすいような表示上の工夫の方法について検討を行う。 ・上場した種類株式の指数等における取扱いについて整理する。	**○議決権に関する種類株式の上場に関するガイドラインを作成する。** ・実際に上場した事案に基づきガイドラインの整備を行う。

Ⅱ．市場制度の整備

項　　目	直ちに実施する事項 （第一次実施事項）	具体案を検討のうえ実施する事項 （第二次実施事項）	検討を継続する事項
（1）マザーズの信頼性向上	**○マザーズの、成長の初期段階にあり、かつ、将来的に本則市場に上場することを志向する企業に早期に資本市場へアクセスする機会を提供する市場としての性格を明確にするよう、上場制度の整備を行う。** ・本則市場からマザーズへの市場変更に関する上場規則を廃止する。 ・成長性の見込まれる企業の上場を促すため、現行の売上高に関する上場審査基準を廃止し、売上高に関する上場廃止基準を上場後５年間は適用しないこととする。	**○マザーズの信頼性の向上及び成長のサポートに向けた以下のような上場制度の整備について検討を行う。** ・マザーズの上場審査で高い成長可能性を踏まえた実質審査を行っている現状を踏まえ、当該審査の規則上の位置付けを明確にする。 ・上場後一定期間（例えば５年間）経過したマザーズ上場会社に対しては、投資者保護及び企業の成長をサポートするという市場の基本的な性格を踏まえ、本則市場の上場審査で実施する実質審査に準じた審査（企業の継続性・収益性に関するものを除く）を	**○上場後一定期間経過後において成長が確認されなかったマザーズ上場会社については、マザーズ市場からの退出を促す方策を導入することについても検討を進める。** ・マザーズ上場後一定期間以上経過した上場会社に対しては、一定規模以上の利益又は売上高の水準を満たすことを求めることとし、当該基準を満たせない上場会社に対しては上場廃止（又は東証が指定する他の市場区分への移行）を求める制度の是非について問題点を整理する。

項　　目	直ちに実施する事項 （第一次実施事項）	具体案を検討のうえ実施する事項 （第二次実施事項）	検討を継続する事項
	○マザーズ上場会社の新規上場時における流動性を高めるための上場制度の整備を行う。 ・マザーズ上場会社の新規上場時点の流動性不足を改善するために、株式の分布状況に係る上場審査基準を見直し、新規上場時に一定の少数特定者持株比率の水準を求めることとする。 ・新興企業向け市場であることを考慮して、適切な水準を設定することとする。 **○マザーズ上場会社の経営者向けセミナーを開催する。** ・公開会社としての責任について理解を一層深めることを目的とした経営者向けセミナーを開催する。	実施し、不備がある場合には改善を勧告することができる制度を導入する。 ・上記審査において改善すべき点を指摘されなかった会社が、当該審査後一定期間以内に本則市場への市場変更を申請した場合には、市場変更審査における実質審査の一部を省略することとする。 ・上記審査については、最初の実施後は５年ごとに継続的に実施することとする。 ・マザーズ上場会社に対して、年２回の会社説明会の実施を継続して義務付けることとする（現在は、上場後３年以内に限り義務付けている）。	**○マザーズに関する投資者の理解の充実策について検討を行う。** ・一般投資者が新興企業に対する投資の独自のリスクを十分に理解することを支援するための工夫について検討する。
（２）売買単位の見直し	**○売買単位の集約及び統一の実現に向けて関係者と調整を進める。** ・行動計画の策定に向け、国内の証券取引所に協力を呼びかける。 ・関係者（上場会社、証券会社、株式事務代行機関、保管振替機構等）と実務上の課題について引続き調整を進める。 **○新規上場会社及び単元変更会社等に対して売買単位の集約へ向けて要請を行う。**	**○調整が進み次第、内国の普通株式について、将来的に１単元１００株に売買単位を統一すること及びその前段階として１単元１００株と１単元１０００株に集約することを実現するための行動計画を策定・公表する。** ・平成２１年の株券電子化制度の導入時点から一定の移行期間を設け、１単元１００株と１単元１０００株に集約することを当面の目標とする（実務上の課題を考慮したスケジュールで進めることとする。）。 ・あわせて、集約完了の日以前に新規上場する会社や単元の設定・変更を行う会社について、売買単位の集約を前倒し適用するよう上場規則の改正を行うことが考えられる。	**○将来的な売買単位の統一に向けた検討を継続する。**

項　　目	直ちに実施する事項 （第一次実施事項）	具体案を検討のうえ実施する事項 （第二次実施事項）	検討を継続する事項
（３）流動性等に係る基準の見直し	**○株主数基準の見直し** ・上場廃止基準における株主数基準では、現行の逓増方式についても一定水準で固定するよう見直すこととする。 ・上場審査基準、一部指定基準及び指定替え基準についても、上場廃止基準の見直しの趣旨に合わせた改正を行う。 **○浮動株式数基準及び浮動株時価総額基準の導入** ・新規上場及び一部指定において、東証の定める算式（上場株式数から少数特定者持株数を減じたもの）に基づく一定の浮動株式数及び浮動株時価総額を少なくとも上回ることを求めることとする。 ・東証の定める算式に基づく一定の浮動株式数又は浮動株時価総額を下回った場合には、上場廃止又は指定替えを行うこととする。 **○少数特定者持株比率基準の見直し** ・少数特定者持株比率基準の算定方法について、最近の株主構造の変化を踏まえた改正を行う。 ・上場廃止基準については、浮動株式数基準及び浮動株時価総額基準の導入を踏まえ、少数特定者持株比率が９５％を超えるような極端に固定化が進んだ会社に対して適用する基準に改めることとする。 ・上場審査基準については、上場直後の相場の乱高下を緩和して円滑な流通を確保する観点などから、現行の水準を引続き求める。 ・マザーズ上場会社の上場審査においても、同様の趣旨から少数特定持株比率基準を適用することとす		

項　　目	直ちに実施する事項 （第一次実施事項）	具体案を検討のうえ実施する事項 （第二次実施事項）	検討を継続する事項
	る。なお、マザーズは成長段階の新興企業を対象とするため本則市場よりも緩和した水準とする。 ※実施に当たっては一定の経過期間を設けることとする。		
（4）市場区分の見直し		**○市場第一部、第二部の区分を定める基準について、以下のような上場制度の整備に向け実務的な問題点について検討を行う。** ＜想定される方向性＞ ・一部指定基準及び指定替え基準を、流動性に市場の評価の観点を加味した基準である浮動株時価総額（上場廃止基準等に導入するものと同じ）を中心に再構成する。 ・一部指定基準における少数特定者持株比率基準については廃止する。 ・市場第一部・第二部の区分を定量的な基準に基づくものとし、現行の一部指定において実施している実質審査については、一部指定審査に代替する内部管理体制の確認制度（右項目参照）の導入に伴い廃止する。 ・本則市場に新規に上場する場合の市場区分の取扱い及びマザーズから本則市場に市場変更する場合の市場区分の取扱いについても所要の改正を行う。 ※上記検討にあたっては、投資者に広く定着しているＴＯＰＩＸの継続性及び一部上場企業向けの企業行動規範のあり方についても配慮する。	**○既に上場している会社の内部管理体制の確認方法について整理を行う。** ・現行の一部指定に係る実質審査に代え、上場後の内部管理体制の有効性を継続的に確保する観点から、規模の大きい非上場会社と経営統合を行った場合、株主や役員に大幅な変更があった場合、故意・重過失による適時開示規則違反が行われた場合、又は事業内容が短期で著しく変化した場合その他当取引所として内部管理体制が不適切と判断される企業行動が行われた場合における内部管理体制の確認制度の導入に向けた整理を行う。その際、不適当な合併等に係る上場廃止基準の猶予期間審査等の制度とあわせた総合的な整理を行うこととする。 ・上記の確認の結果、問題点が指摘された上場会社の取扱い（例えば、問題点の改善が確認されるまでの間、本則市場及びマザーズ市場とは別の市場区分（上場規則の実効性の確保に向けた制度の整備において検討される市場区分と同じ）への移行）について整理を行う。

III．上場規則の実効性の確保に向けた制度の整備

項　　目	直ちに実施する事項 （第一次実施事項）	具体案を検討のうえ実施する事項 （第二次実施事項）	検討を継続する事項
上場規則の実効性の確保	**○上場規則の違反行為に対して制裁金を課すことについて具体的な検討を開始する。** **○既存の改善報告書、注意勧告、公表措置等の実効性確保の方法について総合的に見直す。** **○問題銘柄のための市場区分の設置についての制度整備を行う。** ・上場会社について、上場廃止基準には抵触しない程度の重大な上場規則違反が認められて改善を求める必要がある場合及び上場会社の内部管理体制の確認において改善すべき点が発見された場合に、当該上場会社を本則市場及びマザーズとは別の市場区分に移して管理を行うという制度の導入について、上場制度の整備を行う。 **○上場廃止等の決定等、上場会社にとって不利益となる措置を行う場合の判断の透明性、公平性の向上を図る。** ・今秋にも独立性を強化した自主規制法人を設立し、自主規制法人が判断を行うことにより、決定内容の公平性、透明性を向上させる。 **○監理ポスト制度の呼称の見直しを行う。** ・現行の監理ポストの呼称を見直すとともに、上場廃止基準上の審査を行っている場合と他の事由による場合とは呼称を異なるものとし、上場廃止基準上の	**○制裁金に関する制度については、検討がまとまり次第、整備を行う。** ・制裁金の適用に当たっての手続や金額に関するガイドラインについても整理する。 **○上場廃止等の決定等、上場会社にとって不利益となる措置の決定時の対応について、更なる透明性の向上を図るための検討を行う。** ・上場会社が自主規制法人の決定に対する不服申立てを行うことができる制度の整備について検討する。 ・不服申立てが行われている間は、措置の実施は中断することが考えられる。	**○上場廃止基準に抵触した銘柄の流動性の確保について、市場の速やかな整備に向け整理を行う。** ・東証市場で上場廃止となった銘柄のうち、流通の場の維持が望まれるものを取扱うべき市場について、東証のシステムインフラ等の提供を含め具体化に向けた検討を進める。

項　　目	直ちに実施する事項 （第一次実施事項）	具体案を検討のうえ実施する事項 （第二次実施事項）	検討を継続する事項
	審査を行っている状況を投資者に分かりやすくする方策を導入する。		

Ⅳ．多様な商品の上場に向けた対応

項　　目	直ちに実施する事項 （第一次実施事項）	具体案を検討のうえ実施する事項 （第二次実施事項）	検討を継続する事項
多様な商品の上場に向けた対応	**○ファンドの上場制度の創設（投資法人に関する上場制度の拡充）** ・不動産投資信託証券に限り上場制度を整備している現状を改め、幅広い運用資産・投資方針の投資法人の上場が可能となるよう所要の規則改正を実施する。 ・投資法人の上場に当たっては、不動産投資信託証券の上場と同様、投資法人だけでなく運用会社の経営体制を確認するとともに、適切なリスクの分散など投資方針の健全性や継続性についても確認するものとする。 **○ＥＴＦに関する上場制度の整備** ・新たな種類のＥＴＦ商品の上場に向け、関係者のニーズを踏まえた制度改正を実施する。 ・ＥＴＦの特性を踏まえ、今後上場するものについては、対象指数や信託報酬等が同内容の商品が東証市場の中で複数上場することに伴う流動性の分断を防止することができるよう、所要の対応を図る。 ・ＥＴＦ市場の定着を踏まえ、ＥＴＦに求められる流	**○欧米の取引所において上場が認められている多様な商品について、投資者のニーズを踏まえながら幅広く提供する方向で検討を進める。** ・多様な商品の上場に向けて、上場制度はもとより、上場制度以外の諸制度についても、必要な改善を関係者に求めていくこととする。	**○東証市場の国際化に向けて、外国株市場の活性化策について幅広く検討を行う。** **○受益証券発行信託の受益証券（日本型預託証券（ＪＤＲ））の上場制度について、外国会社が発行する株式以外の資産を原資産とする場合の要件について検討を行う。**

項　　目	直ちに実施する事項 （第一次実施事項）	具体案を検討のうえ実施する事項 （第二次実施事項）	検討を継続する事項
	動性基準のあり方等について見直しを行う。 **○受益証券発行信託の受益証券（日本型預託証券（ＪＤＲ））に関する上場制度の整備** ・改正信託法の施行を踏まえ、外国会社が、信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券を活用して上場する場合の要件を整理し、関係者と調整のうえ、所要の対応を実施する。この場合に、米国で発行されているＡＤＲの態様を参考にすることが想定される。		

Ｖ．その他

項　　目	直ちに実施する事項 （第一次実施事項）	具体案を検討のうえ実施する事項 （第二次実施事項）	検討を継続する事項
（1）公認会計士との連携強化	**○証券取引法上の監査を行う公認会計士等について会社法上の権限ができるだけ付与されるよう工夫を行う。** ・具体的には、会社法上の大会社以外の上場会社においても会計監査人の設置を行う（Ⅰ（２）企業行動規範の制定）とともに、やむを得ない事情がある場合を除き、証券取引法上の監査を行う公認会計士等と会社法上の会計監査人を同一とすべき旨を企業行動規範において規定する。	**○公認会計士の交代時における開示の充実に向けた見直しを行う。** ・金融審議会公認会計士制度部会報告（平成１８年１２月２２日）を踏まえ、監査人の交代時における開示の充実に向けて、交代の経緯や理由等の記載について検討を行う。 **○上場会社監査事務所登録制度への協力** ・上場会社監査事務所登録制度の円滑な実施に向け、東証として必要な協力を行う。	**○公認会計士へのヒアリングに関する上場会社の協力義務の拡大及び具体的な方法等について整理を行う。** ・上場会社の協力義務の範囲の拡大及び公認会計士にヒアリングを行う場合の手続について検討する。

項　　目	直ちに実施する事項 （第一次実施事項）	具体案を検討のうえ実施する事項 （第二次実施事項）	検討を継続する事項
（2）自主規制機能の強化	**○自主規制機能の強化に向け、自主規制法人を設立するとともに所要の上場制度の見直しを行う。** ・上場及び上場廃止に関する業務（市場コンセプトに関連する上場基準の策定業務を除く）を自主規制法人に委託することとする。 ・自主規制法人の設立に伴い、上場規則の体系の整備等の所要の見直しを行う。	**○自主規制法人の行う自主規制業務の執行について、より透明性の高い手続の導入について検討を進める。** ・上場審査や上場管理における業務執行の透明性をより一層高めるため、判断における基本的な考え方の明示等の諸施策の実施について整理を行う。	
（3）その他		**○内部者取引の未然防止体制の充実の観点から、上場会社の役員に関するデータの収集・管理を行う内部者情報センター（仮称）を開設し、所要の制度整備を行うことを検討する。** ・内部者情報センターは全国の証券取引所の上場会社を対象とし、全ての証券会社が利用するシステムとして、利用者である証券会社の実費負担を前提に東証が構築及び運営を行うものとして検討を進める。 ・個人情報の取扱いに十分配慮することを前提として、上場会社は、内部者情報センターに所定の範囲の上場会社の役員に関するデータ（氏名、住所等）を適時、適切に登録・変更する旨を上場規則に明記することが考えられる。	

参考資料

上場制度総合整備プログラム（平成１８年６月版）に基づく対応状況（平成１９年３月現在）

項　　目	フェーズ	上場制度総合整備プログラム（１８．６）	実施状況・今後の方向性
適時開示の充実	直ちに実施する事項	○株式交換、株式移転、合併、会社分割に関する開示内容の充実（例えば「株式交換等の比率算定根拠」、「第三者機関が交換比率等を算定する場合における当該第三者機関との関係」、「上場会社・相手会社間の関係」の記載の充実）を行う。	●合併等の組織再編、公開買付け、ＭＢＯ等に関する適時開示実務上の取扱いの見直しについて、上場会社あてに要請を実施（平成１８年１２月）
		○株式、新株予約権又は新株予約権付社債の発行における通常の開示内容に加え、発行価額が時価よりも低い価額で設定されている場合やＭＳＣＢの発行の場合における開示内容の充実（例えば「当該発行の適法性についての法律専門家の意見」、「割当先の選定理由」、「割当先の保有方針」等の開示（割当先がファンドである場合の開示の充実を含む））を行う。	○「上場制度総合整備プログラム２００７」１～２頁
		○適時適切な会社情報の開示は、健全な証券市場の根幹であることから、上場会社に対する意識の啓発や会社情報を投資者が利用しやすい環境の整備を随時実施する。	●東証ＨＰ上における上場会社情報の拡充（平成１９年４月） ・東証ＨＰ上において上場会社の適時開示情報やファイリング情報を提供し、投資者が会社情報を利用しやすい環境の整備を実施した。 ●「東証ディスクロージャー促進月間」を開催（平成１９年２月～３月） ●決算短信の様式見直しに伴う所要の規則改正の実施（平成１８年１１月） ・投資単位の引下げ方針の開示及び親会社等に関する事項の開示を決算短信によらず独立した開示を求めることとした。 ・業績予想の修正開示を必要とする項目に「営業利益」を追加した。
	具体案の策定に向け問題点の整理を行う事項	○投資者にとって必要な情報を過不足なく開示する観点から、適時開示すべき事項、軽微基準及び具体的な開示内容について、実状に照らして適切かどうか検討を行う。その際、形式基準によるか実質基準によるか、開示内容についても規則に明示するのか、適時開示事項とインサイダー取引規制上の重要事実との関係など規制方法のあり方も含めて検討を行う。	○「上場制度総合整備プログラム２００７」１～２頁

項　　目	フェーズ	上場制度総合整備プログラム（１８．６）	実施状況・今後の方向性
企業行動と市場規律の調和	**直ちに実施する事項**	**○上場会社は、企業行動を行う場合に「流通市場への影響」及び「株主権の尊重」について尊重（配慮）しなければならないことを上場規則に明確化する。** ・尊重義務に反すると当取引所が判断する企業行動に対する措置としては、その旨の公表措置をとることなどを検討する。 ・尊重義務遵守を図るための対応を講じる必要があると考える企業行動については、できる限り具体例を明示し、明瞭性を確保することに努める。 〔具体例〕 ・流通市場に混乱をもたらすおそれのある大幅な株式分割、株式無償割当の実施 ・１万円以下の投資単位を意図的に実現することを目的とした、株式分割、株式無償割当、単元株式数の見直しの実施 ・買収防衛策に関する尊重義務と同じく、上場適格性の喪失には直接的には結びつかないものとして整理する。 ・既存の大幅な株式分割に関する自粛要請については当該規定の制定をもって代替するものとする。	**●株式分割等の実施に係る配慮義務の整備（平成１８年１２月）** ・従来の１：５以上の株式分割の一律的な自粛要請に代え、上場会社は、株式分割等の実施に当たっては、流通市場へ混乱をもたらすことのないよう配慮することを規則上明記した。 ・また、上場会社が当該事項を尊重していないと当取引所が認める場合には、投資者に対する注意喚起のため、その旨を公表することができるものとした。 **●コーポレート・ガバナンス報告書制度の導入（平成１８年５月）** ・上場会社のコーポレート・ガバナンスの現状を常に投資者に提供し、各社のコーポレート・ガバナンスの整備状況を確認できる仕組みを提供した。 **●コーポレート・ガバナンス白書２００７の公表（平成１９年３月）** ・コーポレート・ガバナンス報告書に記載された内容を網羅的に取りまとめた冊子を公表した。 **○「上場制度総合整備プログラム２００７」２～４頁**
	具体案の策定に向け問題点の整理を行う事項	**○ディスカッション・ペーパーで掲げた企業行動（当初から対応を講じるべき企業行動として掲げるものを除く）についても、どのような場合に、尊重義務遵守を図るための対応を講じるべきものとして掲げるべきか、具体的な要件、対応方法について整理を行う。** ・特定の者を対象に発行するＭＳＣＢの発行や大規模な第三者割当増資の実施等について、開示内容や手続きの面を中心に整理する。 **○尊重義務に代表されるような上場会社の行為規範について、適時開示規則とは別の新たな規則を設けることについて、検討を行う。**	**○「上場制度総合整備プログラム２００７」２～４頁** **○「上場制度総合整備プログラム２００７」２～４頁**

項　　目	フェーズ	上場制度総合整備プログラム（１８．６）	実施状況・今後の方向性
	検討に着手する事項	**○東証上場会社として投資者からみて望ましい（逆に不適切と思われる）企業行動を整理し、ＮＹＳＥのカンパニーマニュアル等を参考に一定の規範（推奨事項）として明示すること等について検討を行う。** ・規範（推奨事項）を遵守している上場会社を、他の上場会社から区分して表示することも考えたい。 〔ＮＹＳＥのカンパニーマニュアルで掲載されている行動規範的な主な項目〕 ・議決権ポリシー ・コーポレート・ガバナンスに関連する諸規範 ・大規模な増資を行う場合の株主権の尊重	**○「上場制度総合整備プログラム２００７」２頁**
望ましい投資単位の水準	**直ちに実施する事項**	**○望ましい投資単位の水準を定めた上場規則等の見直しを行う。** ・あくまでも東証として望ましいと考える水準を提示するという、規則の基本的な性格は維持しつつ、望ましいとする投資単位の水準を５万円から５０万円までに変更する（５０万円以上の水準にあるものに限り、今後の方針について一定の説明を決算短信から分離した形で課すこととする）。	**●望ましい投資単位の水準に関する上場規則の見直し（平成１８年１２月）** ・望ましい投資単位の水準に新たに５万円の下限を設け、５万円以上５０万円未満となるよう、当該水準への移行及び維持に努める規定を整備した。
	具体案の策定に向け問題点の整理を行う事項	**○望ましい投資単位の定着度合いを見極めながら現在７種類ある売買単位について、多数を占めるものの中から一つに統合していく方法について整理を行う。** ・取組みにあたっての問題点を共有する観点からまずアンケート調査を実施することとしたい。	**○「上場制度総合整備プログラム２００７」７頁**
上場廃止基準等の見直し	**具体案の策定に向け問題点の整理を行う事項**	**○株主数基準の具体的な見直し方法について整理を行う。** ・望ましい投資単位の水準を見直すことに伴い、株主数基準における優遇措置についても見直しを行う。 ・その際には、発行済株式数の大きさ及び投資単位の水準に応じて必要な株主の数を定めている現行の基準について、所要の見直しを行う。	**○「上場制度総合整備プログラム２００７」８頁**
	検討に着手する事項	**○株主数基準以外にも、少数特定者持株数基準等の流動性に係る上場諸基準のあり方について、現在提起されている諸問題を踏まえ**	**○「上場制度総合整備プログラム２００７」８～９頁**

項　　目	フェーズ	上場制度総合整備プログラム（１８．６）	実施状況・今後の方向性
		検討を行う。 ＜指摘されている主な事項＞ ・機関投資家が保有する比率の高い市場第一部の上場会社の中でも、浮動株の水準が不足している会社が多くあると指摘されている。 ・外国人の保有が増加する中で、株主数基準や少数特定者持株数基準の計算方法が陳腐化していると指摘されている。	
既上場会社（本則市場、マザーズ市場共通）に対する経営管理面の確認の継続	**直ちに実施する事項**	**○改善報告書の記載内容に関する点検制度の整備を実施する。** ・改善報告書の提出会社は、提出から６ヶ月経過後遅滞なく、改善措置の実施・運用状況に関する報告書を提出するものとする。 ・東証は、改善措置の実施・運用状況に関して必要な照会や確認ができることとする。 ・改善措置の実施・運用状況が不十分な場合及び報告書を提出しない場合には、改めて改善報告書の提出を求めることができることとする。	**●改善状況報告書制度の整備（平成１８年１２月）** ・会社情報の適時開示等に係る改善報告書を提出した上場会社に対し、提出から６か月経過後遅滞なく、「改善措置の実施状況及び運用状況に関する報告書」を提出すること等を義務付けた。
	具体案の策定に向け問題点の整理を行う事項	**○組織再編その他経営体制等の大幅な変更に対する点検制度について問題点の整理を行う。** ・組織再編その他の企業行動によって経営体制や事業内容が大きく変更される場合には、いわゆる裏口上場の防止の観点からのチェックのほか、上場会社の経営管理体制等について点検を行うことが適当ではないか。その際、不適当な合併等に該当する態様とそれに応じた審査事項の整理を含め、不適当な合併等に係る猶予期間審査等の制度とあわせた総合的な整理を行うこととする。	**○「上場制度総合整備プログラム２００７」９頁**
	検討に着手する事項	**○現在要請ベースで上場会社に実施を求めている経営管理面での整備事項について、規則上の位置づけを明確化することの検討を行う。** ・例えば内部者管理規程等について、上場会社における整備の実態等を踏まえ、規則上の位置づけを明確にすることが適当と考える。	**○「上場制度総合整備プログラム２００７」２～４頁**
企業の内部統制等に問題が生じた場	**直ちに実施する事項**	**○企業不祥事の防止に向け、関係者の一層の努力を促す方策を実施する。**	**○「上場制度総合整備プログラム２００７」２～３頁**

項　　目	フェーズ	上場制度総合整備プログラム（１８．６）	実施状況・今後の方向性
合の対応		・企業不祥事の防止は企業自身の意識の向上と公認会計士による財務報告等に関する内部統制監査によって向上が期待されることから、会社法施行の状況や日本公認会計士協会による検討状況を踏まえ、必要な要請を関係各位に実施する。	
	具体案の策定に向け問題点の整理を行う事項	**○財務報告に係る内部統制について、監査人から不適正意見又は意見差控えが表明された場合の取扱いについて整理を行う。** ・財務報告に係る内部統制に関する監査意見において、内部統制に重要な欠陥がある旨記載された場合において、当該重要な欠陥があるその翌々年においてもなお改善されず同様の意見が出された場合などには、上場廃止すること等を検討する。	**○「上場制度総合整備プログラム２００７」４～５頁**
	検討に着手する事項	**○証券市場の信頼性を著しく損ねる事案の発生等により、（財務報告以外の）内部統制等に問題が生じていることが明らかになった場合において、取引所として健全な内部統制等の発揮を促す工夫のあり方について会社法の施行の状況を踏まえつつ検討を行う。** ・どのような場合に、どのような措置が適当かについて十分検討する必要がある。あわせて、事象によっては、上場廃止基準（公益・投資者保護）の適用により対処することが適当なものがないかも検討を行うこととする。	**●警察庁及び警視庁との反社会的勢力排除対策連絡協議会の設立（平成１８年１２月）** ・警察機関と当取引所が連携を強化し、当取引所の市場に介入してくる暴力団を始めとする反社会的勢力の不当な行為などの防止を図り、健全で公正な証券市場の構築に寄与することを目的に設立した。 **●証券取引所間の反社会的勢力に関する情報交換の強化（平成１８年８月）** ・新規上場審査、上場管理において問題となった事案についての情報交換を実施した。 **●ＣＲＯ連絡会議の設置（平成１８年７月）** ・各地証券取引所及び日本証券業協会との間で、自主規制業務を統括する役員間の定期的な情報交換を実施している。 **○「上場制度総合整備プログラム２００７」２～３頁**
マザーズ市場の運営方法及び市場区分の見直し	**直ちに実施する事項**	**○新興企業経営者が市場を利用する上での倫理観を高めるための啓蒙活動を実施する。** ・上場することの意義や市場に対する責任に関する提言をとりまとめる。	**●新興企業経営者向けの啓蒙活動を実施（平成１８年１２月）** ・新興企業経営者が市場を利用する上での倫理観等に関するアンケート調査を経営者、投資家双方に対して行い、調査結果及び調査結果に基づく留意事項を公表した。 **○「上場制度総合整備プログラム２００７」７頁**

項　　目	フェーズ	上場制度総合整備プログラム（１８．６）	実施状況・今後の方向性
	具体案の策定に向け問題点の整理を行う事項	**○マザーズ上場会社の成長段階に合わせた体制整備の充実を促すための制度のあり方について整理を行う。** ・新興企業であるマザーズ上場会社については、その特徴に応じてよりきめ細やかな上場管理が必要ではないかとの意見を踏まえ、経営管理体制・開示の充実を継続的に実施することを促す制度上の工夫について整理する。	**○「上場制度総合整備プログラム２００７」６～７頁**
		○マザーズ上場会社の新規公開において指摘される問題点の整理を行う。 ・新規上場時点の流動性不足を改善するために、公開株式数に係る基準や少数特定者持株数に係る基準について整理する。 ・新規上場日の初値の決定方法について、現行制度の問題点を整理する。 ・市場間での上場審査基準や運用の相違が上場会社の規律回避に利用されることを防止するための工夫について整理する。	**○「上場制度総合整備プログラム２００７」８～９頁**
	検討に着手する事項	**○マザーズ市場に参加する投資家教育の充実策について検討を行う。** ・一般投資者が新興企業のリスクを十分判断して参加できるための工夫について検討する。	**○「上場制度総合整備プログラム２００７」７頁**
		○マザーズ市場の現状を踏まえ、マザーズ市場の位置づけや運営方針について検討を行う。 ・マザーズ市場を開設し５年が経過した現状を踏まえ、更に国際的な情勢の変化や社会の要請に応えるよう市場のあり方や運営全般について、改めて整理を行う。 ・市場第一部、第二部との関係やマザーズに継続して上場している会社の位置づけについても検討する。	**○「上場制度総合整備プログラム２００７」６～７頁**
		○市場第一部、第二部の区分についても、継続の是非を含めて検討を行う。 ・市場区分の変更は、例えば売買システム等のシステム面で影響を与えるものであることに留意が必要である。 ・例えば、子会社上場会社の区分や東証が定める行動規範を遵守する会社に	**○「上場制度総合整備プログラム２００７」９頁**

項　　目	フェーズ	上場制度総合整備プログラム（１８．６）	実施状況・今後の方向性
		対する区分表示に利用する等、従来以上に積極的な役割を果たすよう制度を見直すことも考えられるのではないか。 ・マザーズ市場から市場第一部に変更する場合の基準についても、マザーズ市場のあり方及び市場区分の検討を踏まえ見直すこととする。	
親会社等を有する上場会社への対応	**直ちに実施する事項**	**○親会社等を有する上場会社について、投資者への情報提供方法の改善を図る。** ・ＨＰ上に親会社等を有する会社だけの区分表示を導入し、「親会社等の企業グループにおける上場会社の位置づけとその他の上場会社と親会社等との関係」及び「一定の独立性を確保していると考える理由」等について投資者が常時閲覧できるような工夫を行うこととする。	**●親会社等を有する上場会社に関する情報提供の充実（平成１９年４月）** ・親会社等に関する開示の有無について、東証ＨＰの上場会社情報サービスのページにおいて、上場会社各社の基本情報として表示するとともに（検索機能も導入し、該当会社の抽出も可）、「親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けとその他の上場会社と親会社等との関係」及び「一定の独立性を確保していると考える理由」等について投資者が常時閲覧できるよう対応を実施した。
	検討に着手する事項	**○親会社を有する上場会社の当該親会社からの独立性の確保状況についての確認のあり方について検討を行う。**	**○「上場制度総合整備プログラム２００７」４頁**
		○親会社・支配株主を有する上場会社の上場管理のあり方について検討を行う。 ・例えば、筆頭株主が５０％を超える上場会社について既存の市場第一部・第二部から区分表示することや、コーポレート・ガバナンスに関する要件を加重すること等の是非について検討する。	**○「上場制度総合整備プログラム２００７」４頁**
		○親会社を有して上場した会社が、上場後すぐに当該親会社の完全子会社となって上場を廃止するような場合について、投資者保護上適切な対応策について検討を行う。	**○「上場制度総合整備プログラム２００７」４頁**
		○上記検討に加え、そもそも親会社を有する会社の上場の是非についても検討を行う。 ・親会社を有する又は支配株主を有する上場会社については少数株主の権利保護の面で問題があると指摘される一方、その状況が的確に開示され、問題を緩和する措置が講じられるのであれば、魅力ある投資物件を提供する	**○「上場制度総合整備プログラム２００７」４頁**

項　　目	フェーズ	上場制度総合整備プログラム（１８．６）	実施状況・今後の方向性
		意義は大きいこと、及び既存の子会社上場会社の数や、M&Aにより既上場会社に新たに親会社が生じえることを踏まえて、十分な議論を要することに留意する必要がある。	
上場廃止後の上場会社の流動性	**直ちに実施する事項**	**○上場廃止後の上場会社の流動性を付与することの是非及びその方法について、証券業界全体で議論する場の設置を働きかける。**	**●実施済み（平成１８年６月）** ・日本証券業協会を中心に、上場廃止された会社が取り引きされる可能性が高いグリーンシート市場の見直しに向けた議論を行っている。 **○「上場制度総合整備プログラム２００７」１０頁**
	具体案の策定に向け問題点の整理を行う事項	**○上場廃止以外の制裁措置について整理を行う。** ・どのような場合（例えば、虚偽記載や開示規則違反のような場合において廃止基準相当とはいえないもの）に、どのような種類（例えば過怠金、譴責処分、売買停止等利便を一部制限する措置）の対応が適当か整理する。	**●注意勧告制度の新設（平成１８年１２月）** ・上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行った場合には、当取引所は当該上場会社に対して注意勧告を行うことができることとした。 **○「上場制度総合整備プログラム２００７」１０～１１頁**
証券取引等監視委員会との連携強化	**直ちに実施する事項**	**○証券取引等監視委員会との連携強化の推進** ・証券取引等監視委員会との間に、上場問題についても連絡協議の場を設け、緊密な連携を図る。	**●証券取引等監視委員会との間で、「市場監視連絡協議会」を開催（平成１８年９月、平成１９年３月）**
公認会計士との連携強化	**直ちに実施する事項**	**○日本公認会計士協会との連携強化の推進** ・日本公認会計士協会との共同プロジェクトを継承し、連絡会議を設置する。 ・日本公認会計士協会が来年度に新たに導入する旨表明している上場会社監査事務所の登録制度について、当該制度が証券市場の信頼性確保のために適切に運営されるよう、相互の連携の一環として、協力する。 ・上場会社、公認会計士双方への情報提供の一層の充実に取り組む。 ・上場審査や上場管理における公認会計士の積極的な協力について会計士協会によるバックアップを要望する。	**●日本公認会計士協会との連携強化の推進（平成１８年より随時）** ・日本公認会計士協会との共同プロジェクトを継承し、連絡会議を設置。 ・上場会社、公認会計士双方への情報提供の一層の充実に取り組む。 ・上場審査や上場管理における公認会計士の積極的な協力について会計士協会によるバックアップを要望する。
	具体案の策定に向け問題点の整理を行う事項	**○公認会計士の交代時における退任公認会計士の見解の開示について検討すべき課題の整理を行う。** ・退任公認会計士に交代理由についての見解がある場合、その内容が開示されるようにすべきではないかとの指摘を踏まえ、具体的な方法のあり方について整理する。	**○「上場制度総合整備プログラム２００７」１２頁**

項　　目	フェーズ	上場制度総合整備プログラム（１８．６）	実施状況・今後の方向性
		○公認会計士へのヒアリングに関する上場会社の協力義務の拡大及び具体的な方法等について整理を行う。 ・上場会社に協力義務を課し、公認会計士へのヒアリングを行う場合の手続きについて検討する。	**○「上場制度総合整備プログラム２００７」１２頁**
	検討に着手する事項	**○公認会計士の役割を踏まえ、上場会社の監査人のあり方（例えば、監査人のローテーション、上場会社を担当する公認会計士の資格、新規上場会社と監査人のあり方等）について検討を行う。** ・日本公認会計士協会の自主ルールの強化内容、金融審議会公認会計士制度部会における議論の動向を踏まえつつ、上場制度としてどのような対応が可能であり、また必要かどうか検討する。	**○「上場制度総合整備プログラム２００７」１２頁**
自主規制業務の執行体制の強化	**具体案の策定に向け問題点の整理を行う事項**	**○金融商品取引法の改正動向を踏まえ、より適切なガバナンス体制、上場部門の業務執行のあり方について整理を行う。**	**○「上場制度総合整備プログラム２００７」１３頁**
その他	**直ちに実施する事項**	**○ＲＥＩＴ市場における上場審査基準の強化** ・ＲＥＩＴを組成する投資法人の運用体制等に対する審査を強化する観点から、基準を見直すこととする。	**●ＲＥＩＴ市場に関する上場審査基準の強化等（平成１８年１０月）** ・ＲＥＩＴを組成する投資法人の運用体制等に対する審査を強化する観点から、上場諸規則の見直し及び開示書類の整備を実施した。
	具体案の策定に向け問題点の整理を行う事項	**○東証市場を主たる市場として上場している外国会社の上場制度について、諸外国における同様の事例を参考に規制や上場料金のあり方について整理を行う。** ・シンガポールや香港等では、国内投資者を保護する観点から単独上場の外国会社に対し、取締役の常駐や株主総会の自国での開催を義務づけていることについてどのように考えるか整理する。 ・一方、東証が主たる市場ではない外国会社の規制については規制の簡素化を検討する。	**●外国会社に関する上場制度の整備（平成１８年１２月）** ・東証を主たる市場として上場する外国会社の特性に応じた開示体制や株主対応の強化を求めるとともに、こうした特性を明確にするためにマザーズグローバル市場を創設した。 **●三角組織再編法制の施行に伴う上場制度の整備（平成１９年５月予定）** ・本年５月の会社法の施行に伴い解禁される三角組織再編について、他の企業再編行為と同様のテクニカル上場審査基準を設ける。 ・外国企業が東証上場会社を対象として三角組織再編する場合には、投資者保護の観点から東証市場への一定期間の継続上場を要請する。

項　　目	フェーズ	上場制度総合整備プログラム（１８．６）	実施状況・今後の方向性
	検討に着手する事項	**○各種種類株式に対する上場制度のあり方について検討を行う。** ・既存の本則市場として扱うことのできる範囲、あるいは別市場を開設する必要性について、投資者、発行会社双方のニーズを踏まえて検討する。 **○内部者取引の未然防止体制の充実の観点から、上場会社の役員及び主要な職員の登録制度を設けることについて検討を行う。** ・金融庁の懇談会での提案を踏まえ、実現可能性について検討する。	**○「上場制度総合整備プログラム２００７」５～６頁** **○「上場制度総合整備プログラム２００７」１３頁**

合併等対価の柔軟化に係る会社法施行に伴う上場制度の整備等について

平成１９年４月２４日
株式会社東京証券取引所

Ⅰ　趣旨

本年５月に、いわゆる合併等対価の柔軟化に係る会社法（平成１７年法律第８６号）の施行が予定されております。これにより、子会社を通じて組織再編行為を行う場合に、その対価として当該子会社の株式ではなく親会社の株式を対象会社の株主に交付する、いわゆる三角組織再編に関する制度の利用が可能となります。この場合、当該親会社が国内非上場の外国会社であることも想定され、既存の上場会社の株主保護の観点からは、わが国において流通の場が確保されることが望まれます。

そこで当取引所では、既存の上場会社の株主保護に配慮しつつ、我が国への投資拡大による経済活性化に資するよう、現在、上場会社の組織再編について相手方の非上場会社に適用されるテクニカル上場制度※ を三角組織再編の場合にも適用するなど、所要の制度整備を行うこととします。

※　上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から６か月以内に上場申請するものに限る。）について、株券上場廃止基準に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です（株券上場審査基準第４条第５項、第６条第４項）。ただし、非上場会社に実質的に吸収されるような場合は、不適当な合併等に関する猶予期間入りが条件となり、当該期間（３年）内で株券上場審査基準に準じた基準への適合が必要となります（株券上場廃止基準第２条第１項第９号、第２条の２第１項第５号、同条第２項第３号、第３条の３）。

Ⅱ　概要

項　　目	内　　容	備　　考
１．三角組織再編に伴うテクニカル上場制度の整備	・　合併等対価の柔軟化に係る会社法の施行に伴い、三角組織再編（外国会社を含む。）におけるテクニカル上場の審査手続きを整備します。	
（１）適用範囲	・　上場会社を消滅会社とする合併や上場会社を完全子会社とする株式交換・株式移転を行う際に、存続会社・新設会社や完全親会社となる会社が発行する株券等を交付する場合だけではなく、当該会社の親会社が発行する株券等を交付する場合（当該親会社が外国会社であるときは、当取引所が適当と認める場合に限る。）についても、現行のテクニ	・　「当取引所が適当と認める場合」とは、当該外国会社の本国における諸制度の整備・運営状況等に照らして、当該外国会社の株券等の円滑な流通・決済が確保される見込みがある場合をいうものとします。

項　　目	内　　容	備　　考
	カル上場に係る株券上場審査基準等を適用することとします。	
（２）不適当な合併等に係る対応	・　三角組織再編に伴いテクニカル上場申請を行う者は、当該組織再編により消滅会社又は完全子会社となる上場会社が実質的な存続会社でないと見込まれる場合には、上場後３年間における企業の継続性及び収益性等に関する見込みについて記載した書面を提出するとともに、上場後３年以内に株券上場審査基準に準じた基準に適合するよう努めるものとします（テクニカル上場時に株券上場審査基準に準じた基準を満たす見込みがある場合を除く。）。	・　不適当な合併等に係る「株券上場審査基準に準じた基準」に基づく審査は、従来どおり、原則として株券上場審査基準第２条第１項及び第４条に定める新規上場申請者についての審査に準じて行うものとします。 ※　三角組織再編に伴う外国会社のテクニカル上場については、外国の法制度、慣行や保管機関での取扱い等について確認を行う必要がありますので、当取引所への速やかな事前相談を要請します。 ※　また、三角組織再編に伴う外国会社のテクニカル上場については、外国証券取引口座を設定している株主が有する株式数の確認などの実務対応のため、効力発生日後上場日まで一定の期間が必要となる場合があります。 ※　なお、当取引所に既に上場している外国会社が三角組織再編行為を行い、当該外国会社の株券等を追加上場する場合は、より迅速に各種の手続きを行うことができると想定されます。 ※　三角組織再編（テクニカル上場を行わない場合も含む。）に伴う適時開示については、対価に関する情報の充実を確保するため、対価たる株式を発行する会社に関する情報、当該株式を対価として選択した理由及びその相当性や換価方法等について記載

項　　目	内　　容	備　　考
		することを要請します。
２．その他	・　その他所要の改正を行います。	

III　実施時期（予定）

平成１９年７月初旬を目途に実施します。

以上

立会外分売の見直しに関する業務規程等の一部改正について

平成１９年４月２４日
株式会社東京証券取引所

Ⅰ　改正趣旨

立会外分売は、売買立会では売却が困難な大量の株式の売買を円滑に執行することを可能とするために、事前の届出により、売買立会によらずに売却を行う制度として利用されていますが、近年、短期間における複数回の立会外分売の届出や、重要事実を公表し株価が上昇した直後の立会外分売の届出等、届出制とした当初は、想定していなかった形の利用の届出も見られるようになっています。

そこで、立会外分売制度を用いた不適当な取引を未然に防止する観点から、立会外分売を実施することができない場合を定め、当該事象に合致しない場合に限り、立会外分売を行うことができることとするため、「業務規程」等の一部改正を行います。

Ⅱ　改正概要	（備　　考）
株価形成に影響するおそれのある会社情報が開示された後一定期間を経過していない場合や売買状況に異常がある場合等、当取引所が売買管理上適当でないと認める場合には、立会外分売を行うことができないこととします。	・ 業務規程第４２条、業務規程施行規則第２７条の２

Ⅲ　施行日（予定）

平成１９年５月１４日から施行します。

以　上

取引参加者の合併等に関する承認手続きの整備等に伴う
取引参加者規程等の一部改正について

平成 19 年 4 月 24 日
株式会社東京証券取引所

Ⅰ　改正趣旨

取引参加者において適性かつ円滑な合併等が行えるよう、当取引所が従来行ってきた合併等承認に関する申請手続き及び審査の内容を明確化するなどその整備を行うとともに、あわせて、取引参加者の報告制度をより充実させる観点から、取引参加者が行う当取引所への届出及び報告事項について見直すこととし、「取引参加者規程」等の一部改正を行います。

Ⅱ　改正概要

１．合併等に関する承認手続きの整備

（１）合併等の承認に関する申請手続き及び審査内容の明確化

取引参加者が合併等の承認を受ける場合の当取引所が行う審査について、取引資格取得審査に準じて行うこととし、当該承認申請手続きについて明確化を図ります。

（２）合併等に関する通知

取引参加者は、合併等の承認を受けようとする場合には、当該合併等の承認に係る株主総会（株式会社以外の者にあっては、これに準ずるもの）の２週間前までに、以下に掲げる事項について通知することとします。

ａ　取引参加者規程第 16 条第 1 項第 1 号に掲げる合併

・合併後の株主構成及び役員構成

・合併の相手方となる会社の概要（当該会社の財務状況を含む。）

ｂ　同項第 2 号に掲げる分割による事業の一部の他の会社への承継又は同項第 4 号に掲げる事業の一部の譲渡

・分割又は事業の譲渡後の役員構成、組織体制及び当取引所の市場における有価証券の売買等の業務の見込み

・分割又は事業の譲渡に係る事業の概要（当該事業に係る資産及び負債の額を含む。）

ｃ　同項第 3 号に掲げる分割による事業の全部又は一部の他の会社からの承継又は同項第 5 号に掲げる事業の全部又は一部の譲受け

・分割又は事業の譲受け後の役員構成

・分割又は事業の譲受けに係る事業の概要（当該事業に係る資産及び負債の額を含む。）

（備　考）

・取引参加者規程第 16 条等

（３）承認後における報告 取引参加者は、当取引所から合併等に係る承認を受けた後、財務状況その他当取引所が必要と認める事項について当取引所から報告を求められた場合には、直ちに報告しなければならないこととします。	
２．届出・報告制度の見直し	
（１）報告事項の見直し 取引参加者は、以下に掲げるときに、直ちに当取引所に報告するものとします。 ａ　一の個人又は他の一の法人その他の団体により議決権の過半数を保有されることを知ったとき。 ｂ　法令等に違反する行為又は当取引所規則に違反する行為が行われたことを知ったとき。 ｃ　使用しているシステム又は機器に障害が発生したことを知ったとき。	・取引参加者規程施行規則第 11 条
（２）届出事項から報告事項への変更 取引参加者の役員が他の法人の役員に就任又は退任した場合の届出事項については、報告事項に変更します。	・取引参加者規程第 17 条第 13 号、取引参加者施行規則第 11 条

Ⅲ　施行日（予定）

平成 19 年 5 月 21 日から施行します。

以　上